

平成19事務年度
国税庁が達成すべき目標に対する
実績の評価に関する実施計画

平成19年 6 月

財 務 省

<目 次>

「平成19事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」 について	1
平成19事務年度実績の評価の実施に関する計画	
1 「国税庁の使命」と「実績の評価の目標」の主要なポイント	9
2 実績の評価の目標	10
3 指標等の設定状況一覧表	11
4 「実績の評価の目標」ごとの実施計画	13
実績目標 1	15
内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収 (納税環境の整備)	
業績目標 1 - 1 - 1	18
租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から 理解・協力を求めます。 また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。	
業績目標 1 - 1 - 2	22
納税者の視点に立った適切な情報の提供に努めます。また、問い合わせ や相談に対して迅速かつ的確な対応に努めます。	
業績目標 1 - 1 - 3	27
申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。特 に、電子申告等 IT を活用した申告・納税の推進に努めます。	
(適正かつ公平な税務行政の推進)	
業績目標 1 - 2 - 1	31
税務行政の執行に当たっては、法令を適正に適用し、納税者の理解が得 られるよう努めます。	
業績目標 1 - 2 - 2	34
適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税 者に対しては、的確な調査・指導を実施することにより誤りを是正しま す。	
業績目標 1 - 2 - 3	37
期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に 対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。	
業績目標 1 - 2 - 4	39
各国の税務当局と協調を図るなど国際化時代に対応した税務行政に努め ます。	

業績目標 1 - 2 - 5	41
納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速 に対応します。	
実績目標 2	43
酒類業の健全な発達の促進	
業績目標 2 - 1	43
消費者の視点に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の体質 改善に向けた諸施策に取り組んでいきます。	
業績目標 2 - 2	45
酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請など、酒類業界を取 り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。	
業績目標 2 - 3	47
酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用 し迅速な処理に努めます。	
実績目標 3	48
税理士業務の適正な運営の確保	
5 「実績の評価の目標」と対応する施策及び指標一覧表	51
6 平成19事務年度において実施するアンケート調査の概要	62
7 用語集	65
8 「実績目標及び業績目標」ごとの担当主管課等	69
9 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）	70

「平成19事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する
実績の評価に関する実施計画」について

「平成19事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」について

平成19年 6 月22日

財 務 省

1 「平成19事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」の策定・公表

国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号において「府省の長は、（中略）実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。」とされていることから、財務大臣が行っています。

今般、国税庁が7月からの新しい事務年度を迎えるに当たり、「平成19事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」（以下「実施計画」といいます。）を策定しましたので公表いたします。

2 実施計画の概要

（1）目標と指標

目標については、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」、「税理士業務の適正な運営の確保」という3つの実績目標の下に、「租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。」等の業績目標を11設定しております（10 ページ「2 実績の評価の目標」参照）。

なお、この3つの実績目標については、財務省の「平成19年度政策評価の実施に関する計画」の中で設定した39の目標等の中の国税庁所管の3目標と一致します。

指標については、業績指標として「国税の広報に関する評価」等25を、参考・モニタリング指標として「国税職員の定員の推移」等81を設定しました（51ページ「5 『実績の評価の目標』と対応する施策及び指標一覧表」参照）。

（注1）業績指標とは、客観的に測定可能な定量的・定性的な指標として、目標の達成度を測定するために設定される指標をいいます。

（注2）参考・モニタリング指標とは、事務運営の参考として、モニタリングするために設定される指標をいいます。

（注3）実績目標又は業績目標を達成するための手段として施策を設定。したがって、「財務省の政策評価実施計画」において、業績目標を設定しない場合に目標を達成するための手段として設定している施策とは位置付けが同一ではありません。

（2）実施スケジュール

平成19事務年度の実施計画は、平成19年7月から平成20年6月までを対象としています。この計画に基づく平成19事務年度の評価書につきましては、平成20年9月末を目途として作成・公表する予定です。

（注）「事務年度」とは、7月1日から翌年6月30日までを1単位とした年度をいいます。以下同様です。

(3) 実施要領

国税庁の実績の評価は、評価手法の観点からは「あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価することにより、その達成度合いの情報を提供する」ものであるという点で、財務省の政策評価における実績評価と実質的に異なることはありません。

このため、国税庁の実績の評価については、実施庁の実績の評価としての性格を踏まえつつ、財務省における「政策評価に関する基本計画」（平成17年3月31日公表、19年3月一部改訂）の定めるところに準じて実施します。

(4) 実績の評価の改善

平成19事務年度の実施計画においては、以下の見直しを行いました。

「「国税庁の使命」と「実績の評価の目標」の主要なポイント」の作成

指標等の設定状況一覧表の作成

重点的に進める施策等の明示

業績目標の定量的把握の向上

国税庁の実績の評価制度の枠組み

中央省庁等改革基本法（平成 10 年 6 月成立・施行）

国の行政組織及び事務等の基本的な理念及び方針等を定めた中央省庁等改革に関する基本法
「府省の長は(中略)実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。」
と規定（第 16 条 6 項 2 号）。

政策評価に関する基本計画（平成14年 3 月策定、17年 3 月改訂、19年 3 月一部改訂）

財務省が行う政策評価に関する基本的事項（3 年毎に改訂）

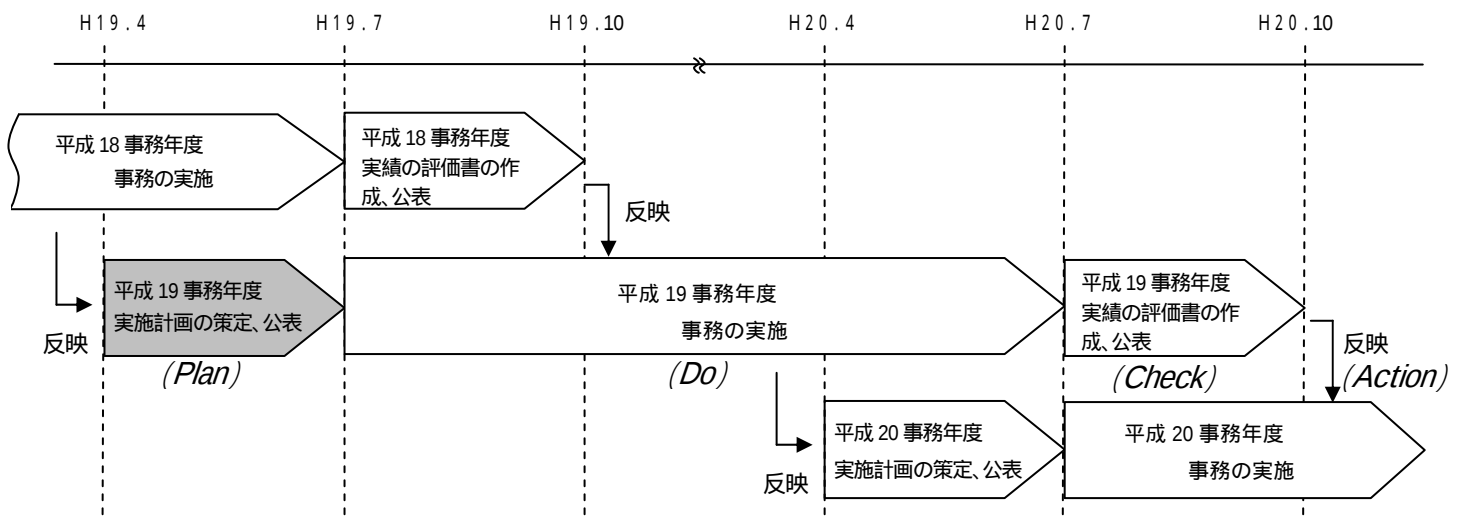
各事務年度の「実績の評価の実施計画」（前年度 6 月策定）

国税庁が当該事務年度に行う事務の具体的な目標やその基本的な考え方

各事務年度の「実績の評価書」（翌年度 9 月末日途作成）

国税庁が当該事務年度に行った事務の実施状況や評価の結果

P D C A サイクルにおける実績の評価



P D C A サイクルにおける実績の評価

実績の評価は、「企画立案(Plan)」、「実施(Do)」、「評価(Check)」、「企画立案への反映(Action)」を主要な要素とする事務運営のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、実績の評価の結果を始めとする実績の評価に関する一連の情報を公表することにより、事務運営の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものです。

平成19事務年度実績の評価の実施に関する計画

1 「国税庁の使命」と「実績の評価の目標」の主要なポイント

国 税 庁 の 使 命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

実 績 の 評 価 の 目 標

実 績 目 標

（実績目標1）

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

納税環境を整備し、適正・公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正・公平な賦課及び徴収に努めます。

（実績目標2）

酒類業の健全な発達の促進

酒税の賦課及び徴収のほか、酒類業の健全な発達を図るため、消費者、製造業、販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止等の社会的要請に的確に対応するよう努めます。

（実績目標3）

税理士業務の適正な運営の確保

税理士法に基づき、税理士に対する適切な指導監督を行い、その業務の適正な運営の確保に努めます。

業 績 目 標

（納税環境の整備）

業績目標 1-1-1

国民各層の理解・協力をえるための広報・広聴活動の実施
国民の意見・要望等への的確な対応

業績目標 1-1-2

納税者の視点に立った適切な情報の提供
相談等に対する迅速かつ的確な対応

業績目標 1-1-3

申告・納税の際の納税者の負担を軽減
特に、電子申告等ITを活用した申告・納税の推進

（適正かつ公平な税務行政の推進）

業績目標 1-2-1

関係法令の適正な適用

業績目標 1-2-2

適正申告の実現
的確な調査・指導の実施

業績目標 1-2-3

期限内収納の実現
厳正・的確な滞納整理の実施

業績目標 1-2-4

国際化時代に対応した税務行政の推進

業績目標 1-2-5

不服申立て等への適正・迅速な対応

業績目標 2-1

酒類の安全性の確保等
酒類業の体質改善に向けた諸施策の実施

業績目標 2-2

酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請などに対応した行政の推進

業績目標 2-3

酒類の製造及び販売業免許の適正・迅速な処理

2 実績の評価の目標

実績目標 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

(納税環境の整備)

業績目標1-1-1 租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。

また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。

業績目標1-1-2 納税者の視点に立った適切な情報の提供に努めます。また、問い合わせや相談に対して迅速かつ的確な対応に努めます。

業績目標1-1-3 申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。特に、電子申告等ITを活用した申告・納税の推進に努めます。

(適正かつ公平な税務行政の推進)

業績目標1-2-1 税務行政の執行に当たっては、法令を適正に適用し、納税者の理解が得られるよう努めます。

業績目標1-2-2 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・指導を実施することにより誤りを是正します。

業績目標1-2-3 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。

業績目標1-2-4 各国の税務当局と協調を図るなど国際化時代に対応した税務行政に努めます。

業績目標1-2-5 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応します。

実績目標 2 酒類業の健全な発達の促進

業績目標2-1 消費者の視点に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の体質改善に向けた諸施策に取り組んでいきます。

業績目標2-2 酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請など、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。

業績目標2-3 酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めます。

実績目標 3 税理士業務の適正な運営の確保

3 指標等の設定状況一覧表

「実 績 の 目 標」			施策	指標	
				業績 指標	参考・モニ タリング指 標
実績目標1		内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収	32	22	67
(納税環境の整備)					
業績目標	1-1-1	租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。 また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。	6	3	6
業績目標	1-1-2	納税者の視点に立った適切な情報の提供に努めます。また、問い合わせや相談に対して迅速かつ的確な対応に努めます。	4	7	11
Ⓢ 業績目標	1-1-3	申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。特に、電子申告等ITを活用した申告・納税の推進に努めます。	5	4	7
(適正かつ公平な税務行政の推進)					
業績目標	1-2-1	税務行政の執行に当たっては、法令を適正に適用し、納税者の理解が得られるよう努めます。	3	3	4
業績目標	1-2-2	適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・指導を実施することにより誤りを是正します。	4	2	5
業績目標	1-2-3	期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。	4	1	7
Ⓢ 業績目標	1-2-4	各国の税務当局と協調を図るなど国際化時代に対応した税務行政に努めます。	4	0	6
業績目標	1-2-5	納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応します。	2	2	3
実績目標2		酒類業の健全な発達の促進	9	2	8
業績目標	2-1	消費者の視点に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の体質改善に向けた諸施策に取り組んでいきます。	4	0	3
業績目標	2-2	酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請など、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。	3	1	3
業績目標	2-3	酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めます。	2	1	2
実績目標3		税理士業務の適正な運営の確保	4	1	6
上 記 合 計			45	25	81

(注) 実績目標1の<税務行政の運営に関する共通的事項>の下に18の参考・モニタリング指標を設定しています。

4 「実績の評価の目標」ごとの実施計画

「『実績の評価の目標』ごとの実施計画」の見方

注：一部を抜粋して説明

実績目標：国税庁が達成すべき目標

実績目標 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

「実績目標」を設定した意図、理由について記載

1. 実績目標に関する基本的考え方

国税庁は、納税者の皆様の自発的な納税を促進し、納税の負担を軽減し、納税の推進を図ります。

「施策」(実績目標又は業績目標を達成するための手段)のうち重点的に進めるものを記載

2. 重点的に進める施策

(1) 業績目標 1-1-3 (納税者負担軽減、電子申告等 IT を活用した申告・納税の推進) 関係

業績目標：「実績目標」に細目としての目標を設定することが適切な場合は、業績目標を設定

重 業績目標 1-1-3：申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。
特に、電子申告等 IT を活用した申告・納税の推進に努めます。

1. 業績目標に関する基本的な考え方

.....

「成果重視事業」：成果目標を立て、効率的な予算執行を行い、厳格な評価を次の予算に反映させる予算と政策評価の連携を強化した事業

2. 施策に関する基本的考え方

重 (1) 電子申告等 IT を活用した申告・納税の推進
イ e-Tax の普及と利用満足度の向上 (成果重視事業)

業績指標：客観的に測定可能な定量的・定性的な指標として、目標の達成度を測定するために設定される指標

業績指標 1-11：オンライン利用促進対象手続の利用件数

(単位：千件)

会計年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
利用件数	3	58	127	1,057	行動計画に定めた目標利用率 3% に相当する件数以上

(出所) 長官官房企画課・情報技術室調

(注 1) 平成19年度の目標値及び各年の利用件数は、.....

参考・モニタリング指標：事務運営の参考として、モニタリングするために設定される指標

4. 参考・モニタリング指標

1-36	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へのアクセス件数
1-37	確定申告期の申告相談等件数
	・
	・
1-42	地方税務協議会等の開催回数

実績目標1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

1．実績目標に関する基本的考え方

国税庁は、納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。

このため、納税環境を整備し、適正・公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正・公平な賦課及び徴収に努めます。

（納税環境の整備）

我が国は、納税者の皆様が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この制度を円滑に運営していくため、納税者の皆様に租税の意義や税務行政について正しく理解していただくよう努めます。また、納税者の皆様の視点に立った広報、相談等に努めるとともに、申告・納税の際の納税者の皆様の負担を軽減するよう努めます。

納税環境の整備に関しては、後述のとおり実績目標の細目として3つの業績目標（業績目標1-1-1～業績目標1-1-3）を設定します。

（適正・公平な税務行政の推進）

申告納税制度の下において、適正な申告と納税が確保されるためには、納税者の皆様の間で課税が適正・公平に行われているとの信頼が確保され、正しい申告と納税を行う意欲が堅持されていくことが不可欠です。

このため、税務行政においては、適正・公平な課税の実現に向け、関係法令を適正に適用し、適正に申告を行わない納税者や期限内に納付しない納税者に対しては、的確な調査や滞納処分等を行います。

また、各国の税務当局と協調を図るなど国際化時代に対応した税務行政に努めます。

更に、納税者の皆様の正当な権利利益の救済を図ることにより、適正・公平な税務行政の推進に努めます。

適正・公平な税務行政の推進に関しては、後述のとおり実績目標の細目として5つの業績目標（業績目標1-2-1～業績目標1-2-5）を設定します。

2．重点的に進める施策

（1）業績目標1-1-3（納税者の負担軽減、電子申告等ITを活用した申告・納税の推進）関係

国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）や国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」（以下「作成コーナー」といいます。）（<http://www.keisan.nta.go.jp>）などITを活用した申告・納税の一層の普及を図り、納税者の皆様の負担を軽減し、納税者満足度を高めることに努めます。

特に、e-Taxについては、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」（平

成 18 年 3 月財務省行政情報化推進委員会決定、平成 19 年 3 月改定。以下「行動計画」といいます。)に盛り込んだ各種施策を強力に推し進めるとともに、引き続き積極的な広報・周知を実施し、一層の普及拡大に努めます。

このため、業績目標 1 - 1 - 3 の下、施策(1)「電子申告等 IT を活用した申告・納税の推進」に重点的に取り組みます。

(2) 業績目標 1-2-4 (国際化時代に対応した税務行政の推進) 関係

国際的な取引に関わる納税者のコンプライアンス(法令遵守)の維持・向上を図るには、各国間の課税ルールの違いによる二重課税リスクを排除するなどの対応が必要であることから、国際取引について各国共通のルールの整備、各国税務当局間の協力や経験の共有を図ることが重要です。

このため、業績目標 1 - 2 - 4 の下、施策(1)「租税条約に基づく情報交換」、(2)「租税条約に基づく相互協議事案の適切・迅速な処理」、(3)「国際的な課税ルールの整備と執行上の協力」及び(4)「開発途上国に対する技術協力」に重点的に取り組みます。

3. 税務行政の運営に関する共通的事項

○ 税務行政を取り巻く環境とその対応

税務行政を取り巻く環境を見ると、経済取引の一層の複雑化・広域化に加えて、経済社会の国際化・高度情報化が急速に進展しており、所得・資産の把握が一層困難になっています。

また、納税者数を見ると、所得税の確定申告書提出件数が 23,494 千件(平成 18 年分)、法人税の確定申告書提出件数が 2,767 千件(平成 17 事務年度)となっており、増加傾向にあります。一方、国税職員の定員は 56,159 人(平成 18 年度)で、平成 10 年度以降減少しており、更に、平成 18 年度以降 4 年間に 4,098 人を合理化することとしています。予算(経費)についても、「歳出改革の強化」という政府の基本方針に基づき、人件費を除く一般経費について平成 15 年度以降減少傾向となっています。

国税庁は、今後とも納税者の皆様の信頼と期待にこたえ、いわゆる顧客満足度を高めていくため、税務行政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、新たな課題に対して、創意工夫しながら、職場環境の整備にも配慮しつつ、適正・公平な課税の実現に努めます。

○ 透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い

業務の遂行に当たっては、情報公開に適切に対応し、税務行政の透明性を確保するとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(行政機関個人情報保護法)等の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いを適切に行います。

特に、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する研修等を引き続き全庁的に実施するなどして、国税庁が保有する個人情報の適切な管理に関する訓令等を職員に周知徹底し、納税者に関する情報の適切な管理に努めます。

また、納税者の皆様に対して誠実に対応するほか、綱紀を厳正に保持するとともに、職務の遂行に必要とされる専門知識の習得や職員の事務改善に関する提案制度の充実に努めます。

○ 業務・システム最適化の推進

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）に基づき、国税関係業務の業務・システムについて、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」といいます。）を決定し、平成19年5月に更なる最適化を図る観点から、最適化計画を一部改定しました。

この「最適化計画」は、業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化、IT活用による納税者利便性の向上等、IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化、システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保、システム関係経費の削減及び調達の透明性の確保を基本理念としています。

これまで、「最適化計画」に沿って、業務の見直しとともに業務に関連する国税総合管理（KSK）システム等の各システムの見直しにも取り組んできていますが、引き続き、課税内部事務（申告書の情報の入力等）と債権管理事務（収納・還付事務等）を一体的に処理する内部事務の一元化（平成21年夏頃を目処に新体制へ移行することを目指す。）や電話相談事務の集中化（平成18年度より順次拡大し、平成20年度には全国拡大）などに取り組んでいくこととしています。

4. 参考・モニタリング指標

	1-1	国税職員の定員の推移
	1-2	所得税確定申告書の提出件数
(新)	1-3	贈与税申告書の提出件数
	1-4	法人税確定申告書の提出件数
(新)	1-5	法人税確定申告書の提出件数（調査課所管法人分）
	1-6	消費税確定申告書の提出件数（個人事業者分）
	1-7	消費税確定申告書の提出件数（法人分）
(新)	1-8	消費税確定申告書の提出件数（調査課所管法人分）
	1-9	収納済税額（会計年度単位）
	1-10	徴税コスト
	1-11	事務改善についての提案件数
	1-12	情報公開法に基づく開示請求件数
(新)	1-13	開示決定等の件数及びその内訳（情報公開法）
	1-14	行政機関個人情報保護法に基づく開示請求件数
(新)	1-15	開示決定等の件数及びその内訳（行政機関個人情報保護法）
	1-16	非行の予防講話等の実施回数（1署当たり）
	1-17	税務大学校における研修の実施状況
	1-18	国際化・高度情報化関連研修の実施状況

(納税環境の整備)

業績目標 1 - 1 - 1 : 租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。
また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。

1. 業績目標に関する基本的な考え方

税務行政の運営に当たっては、国民の皆様の理解と信頼を得ることが基本となります。租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について国民各層からの幅広い理解や協力を得るため、広報・広聴活動を積極的に行い、租税教育の充実や社会人を対象にした公開講座の開設等による租税に関する知識の普及に努めるほか、関係民間団体との協調関係の推進などにも取り組みます。

2. 施策に関する基本的考え方

(1) 国民各層への広報活動の充実

納税者の皆様のみならず広く国民各層に対して、租税の意義や役割、一般的な税の仕組みのほか、所得税の確定申告に関する情報等について、納税者が知りたい情報をいつでも必要な時に入手できること、税務署に行かなくても入手できること、納税者の視点に立った分かりやすい表現であること、納税者の意見を広報に反映していくこと、統一的な広報を行うこと等の基本的な考え方にに基づき、各種広報活動の充実に努めます。

また、国民の皆様の態様に応じてニーズを的確に踏まえた効果的な情報提供ができるよう、税務署に来られた納税者の皆様に対して国税の広報活動についてのアンケート調査を行うとともに、外部の広報専門家の意見を参考にしながら広報の充実に努めます。

業績指標1-1：国税の広報に関する評価

(単位：%)

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
上位評価割合	27.9	63.8	70.7	N.A.	70

(出所) 長官官房広報広聴官調

(注1) 数値は、国税の広報に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(5及び4)を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP62参照。

(注2) 平成18事務年度実績値は、平成19年7月末までにデータが確定するため、平成18事務年度実績の評価書にて公表予定。

(注3) 平成19年度実績値は、会計年度にて公表予定。

(2) 国民の意見や要望への的確な対応等(広聴活動の充実)

税務行政に対する国民の皆様のニーズを的確に把握するため、広く国民各層から、国税庁、国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下「国税局」といいます。)、税務署の各窓口やホームページ等に寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善につなげます。また、職員が広聴活動の重要性を認識するよう、会議、研修等の場を通じて周知を図ります。

なお、寄せられた意見・要望等に対する国税庁の見解や回答を可能な限りホームページ等の媒体を用いて公表するなど、国民の皆様との双方向の情報交換の推進に努めます。

更に、国税局では、国民の皆様から税務に関する意見を聴取することを目的として、教育関係者や報道関係者等も含め、1,354名(平成19年度)の方々に「国税モニター」を委嘱しています。この国税モニターの方々に對して情報紙である「モニター通信」を通じて幅広い情報の提供を行うとともに、各施策に対する意見・要望等を聴取するため、アンケート調査やモニター座談会などを行います。

これらのアンケート調査の結果及びモニター座談会で出された意見等を踏まえて事務の改善等を行うなど、広聴活動の充実に努めます。

業績指標1-2: 国税の広聴活動に関する評価

(単位: %)

会計年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
上位評価割合	59.7	79.2	78.3	83.7	80

(出所) 長官官房広報広聴官調

(注) 数値は、広聴活動に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(5及び4)を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP62参照。

(3) 租税に関する知識の普及

イ 租税教育の充実

次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、租税を通じて社会や国の在り方を主体的に考える教育は重要であるため、学校教育の中での租税教育の充実が図られるよう、その支援、環境整備に努めます。

具体的には、国、地方公共団体及び教育関係者等で組織する租税教育推進協議会を通じて学校教育関係者への働きかけを継続するほか、同協議会の事業として租税教室の開催等に努めます。税理士会をはじめとする関係民間団体に対しては、租税教室の講師派遣を依頼するなど租税教育の一層の充実に向け、協力要請を行っています。

また、児童・生徒の税に対する意識の向上を図るため、高校生を対象に税の作文を募集するほか、全国納税貯蓄組合連合会主催の中学生を対象とした税の作文募集の後援などを行います。更に、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」(キッズページ)(<http://www.nta.go.jp>)を通じて、児童・生徒が税に興味を持つきっかけとなるような情報を提供します。

これらの租税教育に対する取組については、国税モニターの方々に對してアンケート調査を行い、その結果を踏まえながら租税教育の充実に努めます。

業績指標1-3: 租税教育に関する評価

(単位: %)

会計年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
上位評価割合	86.0	94.2	94.7	94.5	90以上

(出所) 長官官房広報広聴官調

(注) 数値は、租税教育に関するアンケート調査において、「有益である」から「有益でない」の5段階評価で上位評価(5及び4)を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP62参照。

ロ 公開講座の開設等による税知識の普及

税務大学校の有する専門的な租税教育機能を活用し、租税に関する知識の普及や納税意識の高揚に寄与することを目的として、平成 19 年 11 月に同校和光校舎において、広く一般の方々向けに、租税の意義や役割、一般的な税の仕組み、租税史等に関する公開講座を開設します。

公開講座開催に当たっては、ホームページ等を通じて、受講対象者、講座内容及び講座レベルを明確にした広報活動に努めます。

また、同校舎に設置されている税務情報センター内の租税史料室では、収集・保存している税に関する貴重な歴史的資料について、展示などの方法により広く一般の方々へ公開します。

なお、税務大学校ホームページ (<http://www.ntc.nta.go.jp>) には、租税史料室が所蔵する歴史的資料に関する情報や教授等が執筆した税に関する研究論文なども掲載し、情報発信に努めます。

(4) 関係民間団体との協調関係の推進

税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、納税貯蓄組合、間税会、納税協会などの関係民間団体が開催する各種説明会等を通じて、正しい税知識を普及するなど、幅広い広報活動への積極的な協力を求めます。

このため、これらの関係民間団体との連絡・協調の推進に努めるとともに、各団体間による連携強化を図りe-Tax(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)の普及活動など各種行事がより効果的なものとなるよう努めます。

(5) 「税を考える週間」の実施

国税庁では、国民の皆様にも、より能動的に租税の意義や役割などについて考えていただき、民主主義の根幹である租税に対する理解を一層深めていただくとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、毎年 11 月 11 日から 17 日までの一週間を「税を考える週間」として、集中した広報広聴施策を実施します。

具体的には、少子・高齢社会における租税の意義や役割などについて考えていただくため、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)やマスメディアを活用した情報提供を行うとともに、国税局や税務署の幹部等による講演会等を実施します。

また、「税を考える週間」期間中に行う各種施策を通じ、国民の皆様からの意見等の把握に努めます。

(6) 国税庁レポートの作成

税務行政が納税者である国民から負託されたものであるという基本的認識に立ち、適正・公平な課税の実現に向けての国税庁の取組、更に今後どのような取組を行うこととしているかについて説明した「国税庁レポート」(日本語版、英語版)を納税者の皆様に対し説明責任を果たす手段の一つとして作成します。

3. 参考・モニタリング指標

1-19	ホームページに寄せられた意見等の件数
1-20	租税教室への講師派遣等の回数
1-21	税の作文の応募編数
1-22	税務大学校における公開講座の満足度
1-23	租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度
1-24	税務大学校ホームページへのアクセス件数

業績目標 1 - 1 - 2 : 納税者の視点に立った適切な情報の提供に努めます。また、問い合わせや相談に対して迅速かつ的確な対応に努めます。

1. 業績目標に関する基本的な考え方

申告納税制度が円滑に機能するよう、ホームページなどを活用し申告・納税に有用な情報や身近な税情報を分かりやすく提供します。また、納税者の皆様からの問い合わせや相談に対して、迅速・的確に対応するとともに、申告前の照会について文書回答の対象を拡大し公表するなど、税法の適用等についての予測可能性の向上に努めます。

2. 施策に関する基本的考え方

(1) 「国税庁ホームページ」による情報提供の充実

「国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)」は、身近な税情報や国税庁の業務内容、統計情報、記者発表資料のほか、申告書等の様式や納税者の皆様の適正な申告に有用と認められる手引きや質疑応答事例などの情報を提供しています。

また、当ホームページは、税に関する各種情報の提供機能に加えて、e-Tax(<http://www.e-tax.nta.go.jp>) や作成コーナー(<http://www.keisan.nta.go.jp>) といったITを活用した納税者サービスの窓口としての機能も有していることから、広報媒体の中核を担うものと位置付け、利用者の皆様が「いつでも必要な情報に容易にアクセスできる」よう、案内・検索機能の充実やアクセシビリティの確保など利便性の向上に努めています。

平成17年度からは「新着情報・メールマガジン配信サービス」を開始するなど、国民の皆様への情報発信サービスも行っており、当サービスを一層ご利用いただくよう、登録者の拡大に取り組みます。

今後も、外部の専門家の意見を参考にしながら、国税庁ホームページによる情報提供の更なる充実に努めます。

業績指標1-4: 国税庁ホームページへのアクセス件数 (単位: 千件)

会計年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
アクセス件数	20,042	43,116	77,760	107,666	増加

(出所) 長官官房広報広聴官調

(2) 納税者からの相談等への対応

イ 税務相談室における面接相談と電話相談の充実

税務相談については、全国の国税局税務相談室と主要な税務署内の税務相談室分室において、納税者の皆様に一般的な税法の解釈・取扱いについての情報を提供していくために、面接相談と電話相談を行います。

税務相談室では、相談事務をより一層充実させるため、税制改正研修などの税法知識の習得のみならず、応接研修、税務相談の進め方(相談技法)についても研修内容に取り込んで、税務相談官の専門能力と応接態度の向上に努めます。

また、税務相談室を利用された納税者の皆様に対して面接相談と電話相談に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、相談事務の向上に努めます。

業績指標1-5: 税務相談室における面接相談の満足度 (単位: %)

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
上位評価割合	88.8	89.4	91.6	N.A.	90

(出所) 長官官房税務相談官調

(注1) 数値は、面接相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(5及び4)を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP63参照。

(注2) 平成18事務年度実績値は、平成19年7月末までにデータが確定するため、平成18事務年度実績の評価書にて公表予定。

(注3) 平成19年度実績値は、会計年度にて公表予定。

業績指標1-6: 税務相談室における電話相談の満足度 (単位: %)

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
上位評価割合	67.1	67.8	67.4	N.A.	65

(出所) 長官官房税務相談官調

(注1) 数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(5及び4)を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP63参照。

(注2) 平成18事務年度実績値は、平成19年7月末までにデータが確定するため、平成18事務年度実績の評価書にて公表予定。

(注3) 平成19年度実績値は、会計年度にて公表予定。

□ 電話相談事務の集中化(成果重視事業)

税務相談室や税務署に電話で寄せられている税務相談について、電話相談センターに相談官を集中配置して、電話相談を行います。

また、同センターにおいては、税目別相談体制をとることにより、1件当たりの相談時間の短縮(回答するまでの検討時間の短縮)を図り、納税者の皆様の利便の向上に努めます。

業績指標1-7: 電話相談事務の集中化

会計年度	平成18年度	19年度目標値	20年度まで
導入スケジュール	仙台、東京及び福岡国税局(対応署数20署)で実施	全国の国税局(対応署数284署)で実施	全国拡大

(出所) 長官官房税務相談官調

業績指標1-8: 電話相談事務の集中化による15分以内の相談割合 (単位: %)

会計年度	平成18年度	19年度目標値
相談割合	N.A.	80

(出所) 長官官房税務相談官調

ハ 「タックスアンサー」の充実

「タックスアンサー」は、インターネット(<http://www.nta.go.jp>)、電話音声及びフ

アクションにより簡易で定型的な税金に関する情報の提供を行っており、税制改正を踏まえた回答文の改訂等により内容の整備・充実を図るとともに、タックスアンサー項目一覧表を作成・配付し周知に努めます。

二 説明会による情報の提供等

申告と納税に必要な法令解釈や事務手続を正しく理解していただくため、関係民間団体との協調関係を推進することにより、改正税法の説明会、年末調整説明会、確定申告に関する説明会等を開催し情報の提供に努めます。

また、納税者の皆様が記帳に基づき適正な申告ができるよう、希望する方を対象に記帳指導を行うとともに、あらゆる機会をとらえて、青色申告制度の説明と勧奨を行い、その普及に努めます。

ホ 事前照会への的確な対応

国税庁は通達の公表や税務相談室における税務相談などを通じて、一般的な税法の解釈・取扱いについての情報を提供しているほか、納税者の皆様が実際に行う取引等への税法の具体的な適用関係に不明な点がある場合には、税務署などで事前の照会に応じています。

なお、納税者サービスの一環として、納税者の皆様から申告期限前に取引についての税法上の取扱いに係る照会（事前照会）があり、文書による回答を求める旨の申出があった場合には、これまでの法令解釈通達などにより、その取引についての税法上の取扱いが明らかにされていないなど、一定の要件の下に、文書により回答を行うとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立つよう、その照会及び回答の内容を公表しています。この文書回答手続については、平成 18 年 7 月から原則 3 か月以内に回答するよう努めることとしたところであり、引き続き円滑な運用により、納税者の皆様の税法の適用等について予測可能性の一層の向上に努めます。

また、国税庁では、納税者の皆様からの照会などに対して回答した事例のうち、他の納税者の皆様の参考となるものを質疑応答事例としてホームページ上に公開しています。今後とも、税制改正等を踏まえて、その内容について見直すとともに、掲載する事例の充実を図り、納税者の皆様の利便の向上に努めます。

（３）来署納税者の好感度の向上

税務署に来署した納税者の皆様に対して、職員の応接態度や税務署の利用しやすさ等の項目についてアンケート調査を行い、その結果を分析し、有効に活用することで、来署納税者の好感度が向上するように努めます。

また、アンケート調査の実施に当たっては、来署納税者の税務署への印象が的確に測れるよう、その実施方法について改善を加えることとしています。

業績指標1-9: 来署納税者の好感度

(単位: %)

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
職員の応接態度 (上位評価割合)	79.8	79.3	78.9	N.A.	80
税務署の利用しやすさ (上位評価割合)	55.7	56.2	56.3	N.A.	65

(出所) 長官官房総務課調

(注1) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(5及び4)を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP63参照。

(注2) 平成18事務年度実績値は、平成19年7月末までにデータが確定するため、平成18事務年度実績の評価書にて公表予定。

(4) 納税者からの苦情等への迅速な対応

税務行政に対する納税者の皆様の理解と信頼を得るためには、納税者の皆様から寄せられた様々な苦情等に対し、納税者の皆様の視点に立って、迅速・適切に対応していくことが不可欠です。

このような認識の下、納税者の皆様からの苦情や困りごとについて必要な助言及び教示並びに調整を行う納税者支援調整官を各国税局及び主要な税務署に配置するなどしており、今後とも、様々な苦情等に対し、納税者の皆様の視点に立って、申し出がなされた日から原則として3日以内に処理するとともに、処理期間の短縮に努めます。また、処理が3日を超えた事案について、詳細な原因の把握に努め、一層適切な対応を行います。

なお、寄せられた苦情等については、関係部署に連絡し、納税者サービスの向上や事務運営の改善につなげます。

業績指標1-10: 苦情の3日以内の処理件数割合

(単位: %)

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
処理件数割合	87.7	85.5	86.5	N.A.	90

(出所) 長官官房総務課調

(注) 平成18事務年度実績値は、平成19年7月末までにデータが確定するため、平成18事務年度実績の評価書にて公表予定。

3. 参考・モニタリング指標

(新)	1-25	「新着情報・メールマガジン配信サービス」登録者数の状況
	1-26	税務相談室の相談件数
	1-27	タックスアンサーへのアクセス件数
	1-28	各種説明会の開催回数・参加人員
	1-29	記帳指導を受けた人数
	1-30	所得税青色申告承認者数
(新)	1-31	事前照会に対する文書回答の受付件数
	1-32	事前照会に対する文書回答の3か月以内の処理件数割合
	1-33	質疑応答事例のホームページへの掲載件数

1-34	質疑応答事例のホームページへのアクセス件数
1-35	バリアフリー化の状況

重 業績目標 1 - 1 - 3：申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めま
す。特に、電子申告等 IT を活用した申告・納税の推進に努めま
す。

1．業績目標に関する基本的な考え方

申告納税制度が円滑に機能するよう、e-Tax(<http://www.e-tax.nta.go.jp>) や作成コーナー(<http://www.keisan.nta.go.jp>) など IT を活用した申告・納税を推進するとともに、地方公共団体との協力関係の確保に取り組むことにより、申告・納税の際の納税者の皆様の負担の軽減に努めます。

また、納税者の皆様が所得税や贈与税等の申告書を自ら作成できるような環境を整備することによって税の仕組み等の理解を深めていただくことが重要であることから、引き続き「自書申告」の定着に向け、国税局や税務署の実情に即した特色ある施策を実施するよう努めます。

2．施策に関する基本的考え方

重 (1) 電子申告等 IT を活用した申告・納税の推進

イ e-Tax の普及と利用満足度の向上 (成果重視事業)

e-Tax(<http://www.e-tax.nta.go.jp>) については、平成 16 年 6 月の全国での運用開始以来、セキュリティの確保に配慮しつつ、機能及び運用等の改善に取り組み、また、より多くの納税者の皆様に利用していただけるよう、積極的な広報・周知を実施してきました。

納税者の皆様は、e-Tax を利用することにより、税務署や金融機関の窓口に行くことなく、自宅やオフィスからインターネットなどを通じて申告や納税などの手続を行うことができるほか、e-Tax に対応した財務会計ソフトを利用すると、会計処理や申告等データの作成から提出までの一連の作業を電子的に行えるため、事務の省力化やペーパーレス化などを図ることができます。

平成 19 事務年度においては、所得税の電子申告における医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等の第三者作成書類の添付省略、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設、税務署に来署した納税者を対象に電子署名なしで電子申告を可能とする初回来署型電子申告の導入、電子申告研修会等の開催など行動計画に盛り込んだ各種施策を着実に実施し、公的個人認証サービスなど認証基盤の普及にあわせ、e-Tax の一層の普及拡大に取り組みます。

また、引き続き積極的な広報・周知を実施するとともに、e-Tax の利用に関するアンケート調査を実施し、寄せられた御意見・御要望に基づいた機能及び運用の改善などを行い、一層の利用満足度の向上に努めます。

業績指標1-11：オンライン利用促進対象手続の利用件数

(単位：千件)

会計年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
利用件数	3	58	127	1,057	行動計画に定めた目標利用率3%に相当する件数以上

(出所) 長官官房企画課・情報技術室調

(注1) 平成19年度の目標値及び各年の利用件数は、平成19年3月に改定した、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」のオンライン利用促進対象手続(年間申請件数10万件以上等の手続)による。

(注2) 平成18年度において、オンライン利用促進対象手続以外の申請・届出等手続で767千件、納付手続で211千件の利用があった。

(注3) 利用件数の目標値を達成するためには、認証基盤及びICカードリーダー・ライタの普及が前提となる。

業績指標1-12：e-Taxの利用満足度

(単位：%)

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
上位評価割合	53.0	58.8	54.8	56.9	60

(出所) 長官官房企画課・情報技術室調

(注) 数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、4又は5段階評価で上位評価を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP63参照。

□ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進

作成コーナー(<http://www.keisan.nta.go.jp>)については、平成18事務年度において、公的個人認証サービスで発行される電子証明書を利用される方は、作成コーナーから直接e-Taxを通じて送信することにより申告が可能となる機能や贈与税申告書の作成機能の追加などを図るとともに、各種媒体を活用した広報に努めたことにより、前年よりも利用者数は増加しました。

作成コーナーは、ご自宅等でいつでもご都合の良い時に申告書の作成ができ、計算誤りもなくなることから、納税者の皆様の改善要望を踏まえつつ、利用者の拡大及び利便性の更なる向上に努めます。

また、作成コーナーを利用していただくことがe-Taxの普及にもつながるものであることから、広報や来署者への周知を積極的に実施し、利用促進に努めます。

なお、ご自宅等にパソコンがない方のため、税務署に作成コーナーが利用できるパソコンを配備しています。

業績指標1-13：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成された申告書の提出件数

(単位：千件)

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
提出件数 (所得税・贈与税)	集計実績無	外 集計実績無 693	外 544 1,270	外 1,606 1,636	外 増加 増加

(出所) 課税部個人課税課・資産課税課調

(注1) 外書は、税務署に配備したパソコン(平成16事務年度より配備)で作成された申告書の提出件数を示す。

(注2) 平成18事務年度以後の数値には、贈与税申告書の提出件数を含む。

(注3) e-Taxの利用件数と作成コーナーで作成された申告書の提出件数はトレードオフの関係にあり、e-Taxの普及は、作成コーナーで作成された申告書の提出件数の減少要因となる。

業績指標1-14:国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度（単位：%）

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
利用満足度	82.5	84.3	82.3	83.5	80以上

（出所）課税部個人課税課調

（注） 数値は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」に関するアンケート調査において、「十分」から「十分だと思わない」の5段階評価で上位評価（5及び4）を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP63参照。

（2）来署納税者等への適切な対応

税務署では、作成コーナー(<http://www.keisan.nta.go.jp>)を利用することができるパソコン及びタッチパネル方式による自動申告書作成機（以下「タッチパネル」といいます。）の効果的な活用を図るとともに、納税者の皆様の利便性の向上を図るため庁舎外に還付申告センターのほか外部会場を設置するなど、来署納税者等への適切な対応に努めます。

更に、高齢者など申告書の記載が困難な方には、きめ細かな対応に配慮するなど、一層円滑に申告・納税ができるよう支援体制を充実します。

イ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

作成コーナーについては、税務署でも利用できるようパソコンを設置し、実際にパソコンの操作をしていただくことで、納税者の皆様が、翌年以降、ご自宅等のパソコンを利用して簡単に申告書の作成ができるよう効果的な活用にあ努めます。

この場合、納税者の皆様に対して的確に助言を行うための利用補助者を適切に配置します。

また、平成19事務年度より税務署のパソコンで作成コーナーを利用して申告書を作成していただく方のうち、まだe-Taxを利用していない方について、本人確認ができれば、納税者本人の電子署名なしでその場でe-Taxによる申告ができるようにします。

これにより、翌年以降、納税者本人の電子署名を付せば、ご自宅のパソコンを利用してe-Taxによる申告ができるよう適切な支援にあ努めます。

ロ タッチパネル

タッチパネルについては、パソコン操作が不慣れな納税者の方を対象に、効果的な活用にあ努めます。

この場合、納税者の皆様に対して的確に助言を行うための利用補助者を適切に配置します。

ハ 還付申告センター・外部会場

還付申告センターについては、確定申告を行う納税者の皆様の利便性の向上を図るため、駅前や街の中心部など交通が至便な場所や公共施設で人が集まる場所等に設置します。

このほか、税務署は、確定申告期間中には大変混雑することから、街の中心部などの便利な場所に広い会場や駐車場を確保して、その会場で申告相談及び申告書の受付を行う外部会場化に取り組みます。

(3) 閉庁日における申告相談等の実施

平成 18 年分の所得税等の確定申告においては、休日における税務署での相談等を求める声におこたえするため、一部の税務署のほか、地域によっては、合同会場や広域センターで、2 月 18 日と 25 日の日曜日に申告相談等の業務を行いました。

平成19年分の確定申告における閉庁日の申告相談等については、この実施結果等を多面から分析した上で検討していきます。

(4) 確定申告期における電話相談体制の充実

確定申告期においては、多くの納税者の方から電話による相談や問い合わせがあることから、納税者サービスの向上と事務の効率化を図るため、各税務署の電話相談担当者を適切に配置します。

また、複数の税務署の電話相談を集中化し、試行的にオペレーターや税理士が従事するなどの効率化を図り、体制の充実に努めます。

(5) 地方公共団体との協力関係の確保

地方公共団体との協力については、納税者サービスの向上や国税、都道府県税、市町村税に関する税務行政の効率化を図る観点から、申告書用紙の共同送付、市町村等における申告書の収受、申告説明会の共同開催、税務広報文書の市町村広報誌等への掲載等に関して、地方税務協議会等での十分な協議を行って実施します。

また、e-Tax(<http://www.e-tax.nta.go.jp>) については、公的個人認証サービスの普及拡大の要請や各種の広報等施策の実施に関する協力関係の確保に努めます。

3 . 参考・モニタリング指標

	1-36	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へのアクセス件数
	1-37	確定申告期の申告相談等件数
	1-38	確定申告期の還付申告センター及び署外の申告会場の利用者数
	1-39	所得税申告説明会の開催回数・参加人員
	1-40	所得税確定申告書の郵送提出割合
(新)	1-41	閉庁日における相談件数 (所得税)
	1-42	地方税務協議会等の開催回数

(適正かつ公平な税務行政の推進)

業績目標1-2-1：税務行政の執行に当たっては、法令を適正に適用し、納税者の理解が得られるよう努めます。

1. 業績目標に関する基本的な考え方

適正・公平な課税を実現するため、税務行政の執行に当たっては、関係法令を適正に適用し、均一・均質な行政となるよう努めます。また、守秘義務を遵守するなど納税者の皆様の理解が得られるよう努めます。

2. 施策に関する基本的考え方

(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理

申告納税制度の下において、税務行政を円滑に機能させるためには、税務行政に対する国民の皆様の理解と信頼を得ることが特に重要です。

このため、適正・公平な課税の実現を目指し、関係法令を適正に適用するとともに、事務処理に当たっては、適正かつ迅速な処理に努めます。

イ 更正の請求の適正かつ迅速な処理

税額の計算が法律の規定に従っていなかったり、計算に誤りがあったりしたために、税額を過大に申告した場合等の救済手段である更正の請求については、事実関係の確認に時間を要するなど、正確性を確保するため相当な期間を要しますが、その処理に当たっては、関係法令を適正に適用し、迅速な処理に努めます。

業績指標1-15：「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合

(単位：%)

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
処理件数割合	97.9	97.8	98.0	N.A.	95

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

(注1) 平成18事務年度実績値は、平成19年7月末までにデータが確定するため、平成18事務年度実績の評価書にて公表予定。

(注2) 「更正の請求」がなされた場合、税務署長は、提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています(国税通則法第24条)。

この場合、個々の事例により事実確認を要する内容が異なるため、標準的な処理期間は設けていませんが、原則として3か月以内に処理するよう努めることとしていることから、これを指標としています。

ロ 所得税還付金の適正かつ迅速な処理

所得税還付金の支払については、還付申告書の厳正な審査や確実な監査を実施した上で、支払に当たっては、的確な進行管理を図り、納税者サービスの観点から迅速な処理に努めます。

また、必要とする添付書類や還付申告書への還付金支払先の記載に当たっての留意点について、引き続き周知に努めます。

業績指標1-16:所得税還付金の6週間以内の処理件数割合

(単位:%)

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
処理件数割合	96.2	95.6	87.7	N.A.	90以上

(出所)課税部個人課税課、徴収部管理課調

(注)平成18事務年度実績値は、平成19年7月末までにデータが確定するため、平成18事務年度実績の評価書にて公表予定。

八 納税証明書の的確かつ迅速な発行

納税証明書は、個人・法人の納付に関する重要な情報を証明するものであることから、確実な監査を実施するなど正確性を確保した上で、発行に当たっては、納税者サービスの観点から迅速な発行に努めます。

また、金融機関窓口での納付直後に納税証明書を請求する場合には、領収証書を持参していただくよう、引き続き周知に努めます。

業績指標1-17:納税証明書の15分以内の発行割合

(単位:%)

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
発行割合	94.0	94.3	92.9	N.A.	90以上

(出所)課税部個人課税課、法人課税課、徴収部管理課調

(注1)平成18事務年度実績値は、平成19年7月末までにデータが確定するため、平成18事務年度実績の評価書にて公表予定。

(注2)平成19年度実績値は、会計年度にて公表予定。

二 自動車重量税廃車還付申請の的確かつ効率的な処理

自動車重量税の廃車還付制度に係る還付申請については、国土交通省等から引き継いだ還付申請データの申請内容の確認・審査を国税局において集中処理し、的確かつ効率的な処理に努めます。

(2) 地価動向を的確に反映した路線価等の評価

相続等により取得した財産の価額は、相続税法第22条の規定により時価により評価することとされていますが、納税者の皆様が申告に当たり、ご自分で時価を把握することは必ずしも容易ではありません。そこで、納税者の皆様の申告等の便宜を図るとともに、課税の公平を担保する観点から、国税局では毎年8月初めに、標準地(評価の基準となる地点)の価額を基に、路線価と評価倍率を定めて公開しています。

最近の地価動向は、都市再生の取組み等により利便性や集客力の高まった地域において高い上昇率を示している反面、郊外型大規模小売店の進出の影響等により集客力の低下した地域では依然として大きく地価が下落しているという状況にあります。

路線価等の評価に当たっては、このような複雑な地価動向を的確に反映させるため、特に次の事務の確実な実施に努めます。

地価に大きな影響を与える都市計画の変更等の情報を的確に収集

地価の変動が大きい地域については、特に綿密な現地確認を実施して変動状況を適時・適切に把握

地価の変動が小さい地域にある標準地については、必要最小限の配置とする一方、地価の変動が大きい地域に必要な標準地を移し替えるなどの標準地の見直し

不動産鑑定士等の地価事情に精通している者との情報交換の充実を図り、より精度の高い意見価格を収集

(3) 守秘義務の遵守等

税務行政の執行に当たっては、職務上知り得た納税者の皆様の秘密を漏らさないよう守秘義務を確実に遵守します。

また、調査等の実施に際しては、原則として納税者の皆様に調査日時などをあらかじめ通知します。

調査の結果、申告内容に誤りが認められる場合には、その内容について分かりやすく説明するよう努めます。また、調査が終了した際には、その旨を確実に伝えるなど、調査を受ける納税者の皆様の理解が得られるよう努めます。

3. 参考・モニタリング指標

(新)	1-43	還付金支払命令件数
	1-44	自動車重量税廃車還付申請件数
	1-45	土地の評価に係る標準地数
(新)	1-46	標準宅地の評価基準額の平均額の変動率

業績目標 1 - 2 - 2 : 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・指導を実施することにより誤りを是正します。

1. 業績目標に関する基本的な考え方

適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集・分析に努め、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・指導を実施します。なお、経済社会の国際化、高度情報化の進展などを背景とした新たな分野への対応にも努めます。

2. 施策に関する基本的考え方

(1) 有効な資料情報の収集・分析

資料情報は、適正・公平な課税を実現するために必要不可欠なものであることから、法律で提出が義務付けられている調書（法定資料）の適正な提出を確保するための方策を講ずるほか、社会経済情勢に着目した有効な資料情報について、あらゆる機会を通じた収集に努めます。

イ 法定資料

法定資料の提出義務者に対しては、適正な法定資料の期限内提出について、各種説明会等を通じた広報活動に努めるとともに、法定資料の未提出者に対しては、適宜に提出義務の説明を行うほか、必要に応じて調査（法定監査）を行うなどの的確な指導を行います。

ロ 法定資料以外の資料情報

法定資料以外の資料情報については、収集体制を充実させるとともに、経済取引の国際化、高度情報化、複雑化、広域化等の動向を常に先取りしながら、投資ファンドなどの新しい取引形態等に着目するなど、有効な資料情報を積極的に収集し分析して活用します。

(2) 的確な調査等の実施

イ 調査事務量の確保

申告が適正でないと認められる納税者に対してより一層的確な調査・指導を実施するため、各種事務について不断の見直しを行うとともに、事務処理のIT化、外部委託化等を推進することにより、事務の効率的な実施に努め、調査に係る事務量を可能な限り確保するよう努めます。

業績指標1-18：調査関係事務の割合

（単位：％）

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
割合	54.9	54.2	55.5	N.A.	50以上

（出所）課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

(注1)「調査関係事務」とは、実地調査のように臨場して納税者の申告内容を帳簿などで確認する事務や、申告内容の誤りが明らかな場合に電話等で是正を求める事務のほか、調査の際に活用する資料情報の収集事務などをいいます。

(注2)平成18事務年度実績値は、平成19事務年度実績の評価書にて公表予定。

業績指標1-19：調査関係事務の割合（調査課分）

（単位：％）

会計年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
割合	83.5	83.9	84.4	82.4	85以上

(出所) 調査査察部調査課調

(注1) 調査課は、大法人（原則、資本金1億円以上の法人）の申告等に係る相談・指導・調査を行っている。

(注2) 平成15年度及び平成16年度の実績値は、事務年度の集計による。

□ 高額・悪質重点の調査の実施

調査に当たっては、申告内容や資料情報等の分析・検討を通じて、高額・悪質な不正計算が想定される納税者など調査必要度の高いものに重点を置き、深度ある調査の実施に努めます。

また、経済社会の広域化、複雑化等に対応していくため、広域的に事業展開する納税者や複数税目に関係する納税者などに対しては、実態を十分に把握した上で、実態に応じた適切な調査体制を編成して対応するなど税務当局の組織力を最大限に活用した調査に努めます。

ハ 簡易な接触

資料情報等から見て所得の申告漏れが明らかな場合や計算誤り等により是正が必要な場合は、来署依頼などを行い、幅広く接触を図ることとしており、今後とも効率的な処理に努めます。

二 調査の際の指導

調査の際には、誤りを指導してそれを是正するだけにとどまらず、その内容を納税者の皆様に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配慮します。更に、修正申告のしようように当たっては、修正申告に伴う法的効果を確実に教示するなど、これを契機に納税者の皆様が税務知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう努めます。

ホ 納税者の負担軽減等

所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目も同時に調査を実施するほか、できるだけ迅速に進めるよう努めるなど、納税者の皆様の負担軽減と事務の効率性に配慮します。

ヘ 大法人への的確な対応

国税局調査部(課)が所管する大法人は、我が国経済に占めるウェイトが大きく、また、それぞれの業界・地域をリードする法人でもあり、全納税者の納税道義に及ぼす影響が大きいことから、これら大法人に対する的確かつ深度ある調査の実施に努めます。

(3) 国際化、高度情報化への的確な対応

国際化、高度情報化の進展に伴う、様々な事業体や金融手法等を駆使した国際取引や電子商取引等の拡大に対しては、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的に資料情報の収集を行うとともに、的確かつ深度ある調査に努めます。

また、移転価格税制に対しても、調査や事前確認等を通じて適切に対応します。

(4) 大口・悪質な脱税者に対する厳正な対応

偽りその他不正の行為により故意に税金を免れた者など特に大口・悪質な脱税者に対しては、査察調査を行って検察官に告発し、刑事訴追を求めるなど厳正に対処します。

3 . 参考・モニタリング指標

	1-47	資料情報の収集枚数
	1-48	税務調査等の件数
	1-49	税務調査等に基づく追徴税額
(新)	1-50	調査課所管法人に係る税務調査件数及び税務調査等に基づく追徴税額
	1-51	査察調査の件数等

業績目標1-2-3：期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。

1．業績目標に関する基本的な考え方

期限内収納の実現と滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。

このため、期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付しない納税者に対して、滞納処分を執行するなどにより、確実な徴収に努めます。

2．施策に関する基本的考え方

(1) 期限内収納の実現

申告納税制度の下においては、納税者の皆様が自ら申告し、その申告した税額を定められた納期限までに納付していただく必要があります。

このため、ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報を充実するとともに、個人の皆様には振替納税の利用推進を図るなどにより、期限内収納の実現に努めます。

また、納付しやすい環境整備という観点から、引き続き電子納税の利用促進に努めるとともに、納付手段の更なる多様化として、平成20年1月からは、一定の条件を満たす国税について、コンビニエンスストアでの納付が可能となる予定です。

(2) 厳正・的確な滞納整理の実施

イ 滞納整理事務量の確保

期限内に納付しない納税者に対して、滞納処分を執行するなどにより、確実に徴収していくため、限られた人的資源を効果的・効率的に配分し、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するよう努めます。

また、事務の効率化・高度化を図るため、滞納整理に関する情報の把握、管理、分析に関するシステムの整備に向けて取り組みます。

業績指標1-20：滞納整理事務割合

(単位：%)

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
割合	74.6	73.8	73.8	N.A.	70以上

(出所) 徴収部徴収課

(注1) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売などの事務をいいます。

(注2) 平成18事務年度実績値は、平成19事務年度実績の評価書にて公表予定。

ロ 厳正・的確な滞納整理の実施

滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、その状況に応じて財産調査・搜索や差押え等を行うなど、適時・適切な滞納整理を実施します。

特に、悪質・処理困難事案等優先的に着手すべき事案については、的確な選定及び進行管理に努め、プロジェクトチーム等による厳正・的確な滞納整理に取り組みます。

なお、財産の差押え等の滞納処分の執行は、納税者の皆様の権利に特に強い影響を及ぼすものであることから、法令に則り適正に実施します。

また、差し押さえた動産や不動産等は、公売等の方法によって金銭に換える必要があります。これらの公売をより効果的・効率的に行うため、公売情報ホームページ(<http://www.koubai.nta.go.jp>)による広報を推進するとともに、平成19年度からのインターネット公売の実施に向けて取り組みます。

(3) 消費税滞納の圧縮

消費税滞納については、滞納全体に占めるその割合が年々高まっていることから、滞納発生の未然防止と滞納整理の促進に優先的に取り組みます。

消費税滞納の未然防止については、期限内納付についての広報、振替納税の利用推進及び徹底した納付しようの実施に努めます。

また、滞納整理については、優先的に着手するとともに、滞納の多発時期に集中整理を実施するなど、早期かつ確実な徴収に努めます。

(4) 集中電話催告システムの活用

税務署における悪質事案等への十分な取組を確保するため、新規に発生する滞納事案については、集中電話催告センター室において幅広く所掌し、集中電話催告システムを活用した電話催告等により、効果的・効率的な滞納整理に努めます。

なお、集中電話催告センター室で完納に至らなかった事案を含む少額滞納事案については、一定の時期に集中整理を行うなど、効果的・効率的な処理に努め、整理促進を図ります。

3. 参考・モニタリング指標

	1-52	租税滞納の状況
	1-9	収納済税額（会計年度単位）（再）
	1-53	物納の処理件数
(新)	1-54	延納の処理件数
	1-55	国税の滞納発生割合
(新)	1-56	差押件数
(新)	1-57	公売公告物件数
	1-58	集中電話催告センター室における催告件数

■ 業績目標 1 - 2 - 4 : 各国の税務当局と協調を図るなど国際化時代に対応した税務行政に努めます。

1. 業績目標に関する基本的な考え方

国際的な取引に関わる納税者のコンプライアンス（法令遵守）の維持・向上を図るには、各国間の課税ルールの違い等による対応が必要であり、このため国際取引について各国共通のルールを整備したり、各国税務当局間の協力や経験の共有を図る必要があります。このようなことは我が国のみならず各国税務当局にとっても重要な課題となっており、各国税務当局と協力して以下のような施策に取り組めます。

2. 施策に関する基本的考え方

（１）租税条約に基づく情報交換

国際的な租税回避を防止し、自国の課税権を確保するために、的確な国際課税の執行に努めます。そのためには、国内外の情報を適切に収集することが不可欠であり、条約相手国からの要請にも的確に対応し各国税務当局との租税条約に基づく情報交換の拡充に努めます。

（２）租税条約に基づく相互協議事案の適切・迅速な処理

国際取引において生じた所得に対する課税の取扱いが国によって異なるときは、移転価格課税や源泉所得課税等を通じて企業が二重課税を受けるリスクが高まります。このような国際的二重課税については、租税条約に基づいて、税務当局間で相互協議を行うことにより、その解決を図っていますが、企業活動の国際化が進展するにつれ、相互協議案件は年々増加しています。

また、最近では移転価格課税について、納税者の予測可能性の確保、二重課税のリスク回避を目的とした事前確認に係る事案も増加しており、事前確認制度の概要については、「相互協議を伴う事前確認の状況（ＡＰＡレポート）」（<http://www.nta.go.jp>）を毎年公表し、納税者への周知を図っているところです。

事前確認事案については、無形資産の取引が絡む複雑な事案が増加するなど、内容が多様化、複雑化する一方、これまで事前確認の経験のなかった国との間での事前確認事案が発生してきており、地域的な広がりが見られるところです。このため、できる限り事務を効率化し、事案の適切・迅速な処理に努めます。

なお、我が国において移転価格課税が行われ、その対象となった納税者が相互協議を申し立てた場合に、当該納税者からの申請に基づき、一定の期間、納税を猶予する制度が新設され、平成 19 年 4 月以降に行われる申請から適用されていることから、この制度の円滑な実施に努めます。

（３）国際的な課税ルールの整備と執行上の協力

国際取引が増加し、またＩＴ化などにより新たな取引形態が拡大する中で、各国の課税ル

ールが異なることなどにより生ずる二重課税リスクの問題や、租税回避スキーム等によりどこの国においても課税されないといった問題が、各国税務当局が取り組むべき課題となっているほか、納税者サービスの向上やコンプライアンスの向上等に関しても各国に共通する税務執行上の課題となっています。

こうしたことから、国際取引に関する各国共通の課税ルールの整備や各国税務当局間に共通する諸問題に関しての協力や経験の共有を図るため、リーズキャッスルグループ税務長官会合（LCG）、アジア税務長官会合（SGATAR）や OECD 税務長官会合（FTA）のほか、日中・日韓税務長官会合等様々な会合に積極的に参加し問題解決に向け取り組みます。

（４）開発途上国に対する技術協力

税務行政に関する技術協力は、開発途上国の税制及び税務行政の改善・向上を後押しし、ひいては、これらの国々の財政基盤を強固にし、経済発展に貢献することとなります。また、こうした協力は、開発途上国に進出する日系企業に関連した国際課税問題の予防や迅速な解決にも寄与するほか、日本の税務行政に関する理解者の育成や友好関係の促進にも役立ちます。

このため、我が国の税制・税務行政に関する専門的な知識・技術の移転、職員の開発途上国への派遣、開発途上国の税務職員を日本に受け入れて行う研修の実施などにより、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組みます。特に、コンプライアンスの強化、納税者サービスの充実、人材育成、国際課税への対応等の分野について、ASEAN 諸国などを対象とした技術協力を活発に行います。

また、ここ数年、開発途上国においても、経済取引の複雑化等に伴い、我が国の技術協力に対するニーズが多様化しつつあることを踏まえ、国別・地域別の事情や要請に応じた個別対応的な研修を実施し、きめ細やかな技術協力に取り組みます。特に、日本と経済関係の深いアジア諸国に対しては、国際課税をテーマとした研修を新設するなど、今後も研修の充実に努めていきます。

３．参考・モニタリング指標

1-59	租税条約に基づく情報交換件数
1-60	租税条約に基づく相互協議事案の発生・処理・繰越件数
1-61	相互協議の相手国数及び事前確認協議の相手国数
1-62	税務当局間の主な国際会議
1-63	開発途上国に対する技術協力
1-64	開発途上国に対する技術協力の満足度

業績目標1 - 2 - 5：納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応します。

1．業績目標に関する基本的な考え方

国税における不服申立制度は、簡易・迅速な手続により納税者の皆様の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。納税者の皆様の理解と信頼を得るよう、不服申立ての適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備に努めます。

なお、不服申立制度の趣旨について、引き続き、担当者に対する研修等や会議の場における周知に努めることにより、公正な立場で充実した調査・審理を行い、事案の適正・迅速な処理に努めます。

2．施策に関する基本的考え方

（1）不服申立ての適正・迅速な処理

税務署長等が行った国税の更正・決定などの課税処分、差押えなどの滞納処分等があったときに、その処分に不服のある納税者の方は、その処分の取消しや変更を求めてこれらの処分を行った行政庁（税務署長、国税局長（国税事務所長）又は国税庁長官）に対して「異議申立て」をすることができます。また、その異議申立てに対する行政庁（国税庁長官を除きます。）の決定を経た後の処分になお不服があるときは、国税不服審判所長に対して「審査請求」をすることができます。

イ 異議申立て

異議申立ての処理に当たっては、厳正・中立な立場から充実した調査・審理を行い、事実関係を正確に把握した上、法令を正しく適用し事案の適正かつ迅速な処理に努めます。

その際、異議申立ての内容によっては事実関係の確認のために相当の期間が必要な場合がありますが、原則として、3か月以内に処理した件数の割合をひとつの目安として、各国税局審理課等が担当者の指導・監督を行い、事案の的確な進行管理に努めます。

業績指標1-21：「異議申立て」の3か月以内の処理件数割合

（単位：％）

会計年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
処理件数割合	86.1	89.7	91.1	86.7	90

（出所）課税部審理室、徴収部徴収課調

ロ 審査請求

国税不服審判所は、審査請求人と処分を行った行政庁（税務署長や国税局長など）の双方から事実関係や主張を聞き、どのようなことが争点となっているのかを主な審理事項とし、必要があれば自ら調査を行って、公正な第三者的立場で審理した上で裁決を行います。

国税不服審判所では、手続の公正さや審査請求人が求める迅速さなどを総合勘案して、

全処理件数のうち１年以内に処理した件数の割合をひとつの目安として事件処理の適正さに配慮しつつ迅速な処理に努めます。

さらに、経済取引の国際化・広域化・複雑化等を背景として近年増加しつつある高度な専門性を要する事件や複雑困難な事件を適正に処理するために必要となる調査・審理の充実にも十分配慮しつつ、早期・的確な争点の整理等のこれまでの取組に加え、個別の事件の実態に即した調査・審理、きめ細かな進行管理、計画的な事件処理を図ることにより、迅速さの向上に努めます。

業績指標1-22：「審査請求」の１年以内の処理件数割合 (単位：％)

会計年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
処理件数割合	65.5	82.2	84.5	85.6	80以上

(出所) 国税不服審判所調

(２) 裁決事例の公表の拡充

国税不服審判所の裁決結果のうち、適正な賦課・徴収の実現に資するとともに、法令の解釈・適用に関し納税者の皆様の適正な申告と納税のために有用であると考えられる事例について、審査請求人等の秘密保持に十分配慮しながら「裁決事例集」(冊子)を作成し公表しています。

平成14年４月からは国税不服審判所ホームページ(<http://www.kfs.go.jp>)においても、平成８年分から平成18年６月分までの裁決事例集の全文を公表しています。引き続き、裁決事例集を作成するとともに、ホームページに掲載します。

また、平成７年以前分の裁決事例集についても順次ホームページへ掲載し公表の拡充に努めます。

３．参考・モニタリング指標

(新)	1-65	異議申立ての件数
(新)	1-66	審査請求の件数
	1-67	国税不服審判所ホームページへのアクセス件数

実績目標 2：酒類業の健全な発達の促進

1．実績目標に関する基本的な考え方

国税庁においては、酒税の賦課及び徴収のほか、酒類業の業種所管庁として、酒類業の健全な発達を図っています。

そのため、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化、更には規制緩和の進展などの社会経済情勢の変化に対応し、酒税の確保及び酒類の取引の安定にも配慮しつつ、消費者、製造業、販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応するよう努めます。

2．重点的に進める施策

該当なし

業績目標 2 - 1：消費者の視点に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の体質改善に向けた諸施策に取り組んでいきます。

1．業績目標に関する基本的な考え方

消費者の視点に立ち、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、消費者に対する情報提供等を行うとともに、酒類製造業及び酒類販売業の体質改善を支援する必要がありますので、その支援に努めます。

2．施策に関する基本的考え方

（１）酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策

消費者に良質で安全な酒類が提供できるよう以下の施策を行い、生産・流通・消費のすべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図ります。

イ 小売販売場の店頭から市販酒類を買い上げ、安全性や消費者が入手する段階における表示内容・品質を調査し、その結果に基づき酒類業界に対して情報提供及び技術指導を行います。

また、消費者に対しても国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）を通じて情報提供を行います。

ロ 酒類業者に対して独立行政法人酒類総合研究所の研究成果の普及をはじめとした醸造技術の指導等を行い、併せて安全性に対する意識の更なる向上にも取り組みます。

（２）構造・経営戦略上の問題への対応策

イ 経営改善等に対する支援

酒類製造業の経営改善等に対しては、業界動向を客観的に把握・分析してその結果を情

報提供することにより、酒類製造業者が経営上の問題点を認識して適切な企業経営を図れるよう支援します。

また、各地の酒類業団体と連携し、きき酒会等を通じて、地域ブランドの確立や酒類の品質向上を支援します。

酒類販売業の経営改善等に対する支援としては、経営指導の専門家等による研修の実施、成功事例の提供、更には平成 19 年 3 月に終了した酒類卸売業の経営基盤強化計画の実施状況について点検・評価し、その結果を含め各種中小企業施策に関する情報提供を積極的に行います。

ロ 輸出環境の整備等

海外での日本食ブームに伴い、日本文化としての酒類等への評価が高まっていることから、酒類の輸出に関する必要な手続きや諸外国の規制等に係る情報の収集及び提供のほか、海外において諸団体が行う情報発信活動を支援するなど、輸出環境の整備に努めます。

我が国が推進する経済連携協定（EPA）交渉については、国内酒類産業の実情を踏まえつつ適切に対処します。

（３）消費者に対する情報提供等

きき酒会等を通じて、業界が消費者の意見を反映した事業が行われるよう支援するとともに、ホームページ等を通じて消費者への情報発信を行います。

（４）技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

酒類の製造技術の向上と安全性の確保のため、酒類業界との意見交換を活発に行い、流通管理も含めた技術面での指導・相談を積極的に行います。

また、独立行政法人酒類総合研究所とも連携し、技術的に高度な問題に対応しつつ、酒類業の発達に資するための基盤を整備します。

（注）平成 18 年度から、独立行政法人酒類総合研究所は、非公務員型の独立行政法人となり、民間・大学等とより密接な連携が図れることになりました。

３．参考・モニタリング指標

（新）	2-1	酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数
	2-2	酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談の満足度
	2-3	市販酒類買い上げ調査件数

業績目標2 - 2：酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請など、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。

1．業績目標に関する基本的な考え方

致酔性・依存性を商品特質とする酒類については、近年の規制緩和の進展や人口減少社会の到来などによりその市場に大きな変化が見られることを踏まえ、公正な取引の確保に取り組めます。また、未成年者飲酒防止等の社会的要請がますます高まりを見せており、業界の自主的な取組への支援等に努めます。

更に、酒類の容器や製造過程において発生する食品廃棄物に係る対策が必要ですので、その周知・啓発等に努めます。

2．施策に関する基本的考え方

(1) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、平成18年8月に新たに公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」(新指針)や公正取引委員会の「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」(平成12年11月)を積極的に周知・啓発します。

また、酒類の取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善指導を行い、公正取引委員会との連携のもと、酒類の公正な取引環境の整備に取り組めます。

(2) 未成年者飲酒防止対策等の推進

未成年者飲酒及びアルコールに起因する迷惑行為等を防止するため、関係各省庁や業界等と連携して、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組の支援を行っています。特に、酒類販売管理者にその社会的役割にかんがみて知識の向上を図っていただくため、酒類販売管理研修の定期的な受講を働きかけるとともに、販売管理体制に問題が認められた場合には改善指導を行います。

なお、酒類自動販売機については、関係組合とも連携して従来型機の更なる減少に向けて引き続き指導します。

また、平成18年度から委嘱した酒類販売管理協力員を活用して、酒類販売場における未成年者の飲酒防止に関する表示が適切に行われるよう努めます。

業績指標2-1：酒類自動販売機(従来型機)の設置状況

(単位：台)

会計年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
従来型機	42,631	30,558	21,598	N.A.	減少

(出所)課税部酒税課調

(注1)各年度4月1日現在の状況。平成18年度実績値は、平成19年7月末までにデータが確定するため、平成18事務年度実績の評価書にて公表予定。

（注２）従来型機とは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機をいう。

（３）酒類に係る資源の有効な利用の確保

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の改正内容の周知を図り、酒類業界の適切な対応を促します。

３．参考・モニタリング指標

2-4	酒類業組合等に対する行政施策の説明回数
2-5	酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数
2-6	酒類自動販売機の設置状況

業績目標2 - 3：酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めます。

1．業績目標に関する基本的な考え方

酒類製造及び販売業を行うためには免許が必要です。免許の申請等に当たっては、親切かつ丁寧な説明を行うとともに、透明・公平かつ迅速な処理に努め、申請者等への行政サービス水準の維持・向上に努めます。

また、規制緩和の進展により、酒類免許場が増加しており、長期休業場等についての的確な実態把握を行い免許の取消しを行うなど適切な対応に努めます。

2．施策に関する基本的考え方

(1) 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

酒類の製造及び販売業免許については、酒税法その他関係法令を適正に適用しつつ、標準処理期間内の迅速な処理等に努めます。

なお、免許処理に当たっては、透明性・公平性が確保されるよう適切な運用に努めます。

標準処理期間は、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内です。平成19事務年度においても、この2か月以内の処理件数割合の目標値を100%として処理を行います。

業績指標2-2：酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合（単位：％）

事務年度	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標値
処理件数割合	100.0	100.0	100.0	N.A.	100

（出所）課税部酒税課調

（注）平成18事務年度実績値は、平成19年7月末までにデータが確定するため、平成18事務年度実績の評価書にて公表予定。

(2) 濁酒・特産品しょうちゅうの製造免許申請者等への的確な対応

構造改革特別区域法に基づく濁酒の製造免許申請者や平成18年1月から申請を受け付けている特産品しょうちゅうの製造免許申請者等に対しては、申請書類の作成や記帳義務・納税申告手続き等について懇切丁寧な説明に努めます。

3．参考・モニタリング指標

2-7	酒類製造免許場数及び酒類販売業免許場数の推移
2-8	構造改革特別区域法に基づく濁酒の製造免許付与件数の推移

実績目標 3：税理士業務の適正な運営の確保

1．実績目標に関する基本的な考え方

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っています(税理士法第1条)。

このため、税理士の業務である 税務代理、税務書類の作成、税務相談(税理士法第2条)は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならない(税理士法第52条)こととされ、いわゆる無償独占業務とされています。

これらを踏まえ、国税庁は税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士法に基づき、税理士に対する適切な指導監督を行い、その業務の適正な運営の確保に努めます。

2．重点的に進める施策

該当なし

3．施策に関する基本的考え方

(1) 税理士会等との連絡協調の推進

申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、公共的使命を担う税理士会等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあります。

そのため、税理士の資質の向上等の観点から税理士会及び日本税理士会連合会との協議等を通じて、税理士業務の適正な運営の確保や正確な税法の理解が図られるよう努めます。

特に、税理士は税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない(税理士法第39条の2)とされていることを踏まえ、税理士会及び日本税理士会連合会が開催する説明会や研修会への講師派遣に努めます。

また、講師派遣した説明会や研修会については、「研修のテーマ」や「説明の分かりやすさ」などについてのアンケート調査を行っており、その上位評価割合が高まるよう、結果を分析・検討し、説明会等の内容の充実に努めます。

業績指標3-1：税理士会への説明会等の評価

(単位：%)

事務年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度目標値
上位評価割合	59.3	57.4	N.A.	60

(出所) 長官官房総務課調

(注1) 数値は、税理士会への説明会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(5及び4)を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP64参照。

(注2) 平成18事務年度実績値は、平成19年7月末までにデータが確定するため、平成18事務年度実績の評価書にて公表予定。

(2) 書面添付制度の育成

平成13年5月の税理士法改正(平成14年4月1日施行)により、税理士からの意見聴取制度が拡充され、新書面添付制度(税理士法第33条の2)が導入されました。この制度は、税理士が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者について税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

このように、この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くものであることから、添付書面の記載内容の充実が図られるよう、本年度においては、書面の記載状況などについて、税理士会等と協議を行い、一層の充実に努めるとともに、意見聴取の機会を積極的に活用するなど、この制度を尊重し、育成することに努めます。

(3) e-Taxの普及に向けた取組

税理士会等に対して、平成18年6月に日本税理士会連合会が設定した、平成22年までに税理士の50%が電子申告を行うとの数値目標の達成を含めe-Tax(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)の普及に向けた取組を更に促進するよう協力要請を行っており、税理士本人及び関与先の申告等手続の利用について、税理士会との協議会などあらゆる機会を通じて周知を図るとともに、税理士会及び日本税理士会連合会が開催するe-Taxに係る説明会や研修会への講師派遣に努めます。

(4) 税理士等に対する的確な指導監督

税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、税理士会等との協議会を設けるなど、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い税理士の非行の未然防止に努めます。また、各種情報等の収集に努め、税理士法に基づく調査を的確に実施するなど、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、厳正に対処します。

4. 参考・モニタリング指標

3-1	税理士登録者数の推移
3-2	税理士会への説明会及び税理士会との協議会の開催回数
3-3	税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合
3-4	法人税申告の税理士関与割合
3-5	税理士に対する懲戒処分件数
3-6	税理士法に基づく税理士に対する調査等件数

5 「実績の評価の目標」と対応する施策及び指標一覧表

「実績の評価の目標と対応する施策及び指標一覧表」の見方

注：一部を抜粋して説明

実績目標：国税庁が達成すべき目標

実績目標 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

(15 ページ)

<重点的に進める施策>

(1) 業績目標1-1-3 (.)

参考・モニタリング指標

1-1	国税職員の定員の推移
1-2	所得税確定申告書の提出件数
(新) 1-3	贈与税申告書の提出件数

参考・モニタリング指標：事務運営の参考として、モニタリングするために設定される指標

1-○は、実績目標1に関連する指標

(新)：新設した指標

業績目標 1 - 1 - 1：租税の役割、納税意識の重要性

施策：実績目標又は業績目標を達成するための手段

<施策>

(1) 国民各層への広報活動の充実

業績指標

1-1	国税の広報に関する評価
.	

業績指標：客観的に測定可能な定量的・定性的な指標として、目標の達成度を測定するために設定される指標

実績目標 2：酒類業の健全な発達の促進

(43ページ)

業績目標：「実績目標」に細目としての目標を設定することが適切な場合は、業績目標を設定

業績目標 2 - 2：酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請など、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。

(45ページ)

<施策>

- (1) 酒類の公正な取引環境の整備
- (2) 未成年者飲酒防止対策等の推進

実績目標 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

(15 ページ)

<重点的に進める施策>

- (1) 業績目標1-1-3 (納税者の負担軽減、電子申告等ITを活用した申告・納税の推進) 関係
 (2) 業績目標1-2-4 (国際化時代に対応した税務行政の推進) 関係

<税務行政の運営に関する共通的事項>

- 税務行政を取り巻く環境とその対応
- 透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い
- 業務・システム最適化の推進

参考・モニタリング指標

	1-1	国税職員の定員の推移
	1-2	所得税確定申告書の提出件数
(新)	1-3	贈与税申告書の提出件数
	1-4	法人税確定申告書の提出件数
(新)	1-5	法人税確定申告書の提出件数(調査課所管法人分)
	1-6	消費税確定申告書の提出件数(個人事業者分)
	1-7	消費税確定申告書の提出件数(法人分)
(新)	1-8	消費税確定申告書の提出件数(調査課所管法人分)
	1-9	収納済税額(会計年度単位)
	1-10	徴税コスト
	1-11	事務改善についての提案件数
	1-12	情報公開法に基づく開示請求件数
(新)	1-13	開示決定等の件数及びその内訳(情報公開法)
	1-14	行政機関個人情報保護法に基づく開示請求件数
(新)	1-15	開示決定等の件数及びその内訳(行政機関個人情報保護法)
	1-16	非行の予防講話等の実施回数(1署当たり)
	1-17	税務大学校における研修の実施状況
	1-18	国際化・高度情報化関連研修の実施状況

業績目標 1 - 1 - 1：租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。

また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。

(18ページ)

<施策>

- (1) 国民各層への広報活動の充実
- (2) 国民の意見や要望への的確な対応等（広聴活動の充実）
- (3) 租税に関する知識の普及
- (4) 関係民間団体との協調関係の推進
- (5) 「税を考える週間」の実施
- (6) 国税庁レポートの作成

業績指標

1-1	国税の広報に関する評価
1-2	国税の広聴活動に関する評価
1-3	租税教育に関する評価

参考・モニタリング指標

1-19	ホームページに寄せられた意見等の件数
1-20	租税教室への講師派遣等の回数
1-21	税の作文の応募編数
1-22	税務大学校における公開講座の満足度
1-23	租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度
1-24	税務大学校ホームページへのアクセス件数

業績目標 1 - 1 - 2 : 納税者の視点に立った適切な情報の提供に努めます。また、問い合わせや相談に対して迅速かつ的確な対応に努めます。 （22ページ）

<施策>

- (1) 「国税庁ホームページ」による情報提供の充実
- (2) 納税者からの相談等への対応
- (3) 来署納税者の好感度の向上
- (4) 納税者からの苦情等への迅速な対応

業績指標

1-4	国税庁ホームページへのアクセス件数
1-5	税務相談室における面接相談の満足度
1-6	税務相談室における電話相談の満足度
1-7	電話相談事務の集中化
1-8	電話相談事務の集中化による15分以内の相談割合

1-9	来署納税者の好感度
1-10	苦情の3日以内の処理件数割合

参考・モニタリング指標

(新)	1-25	「新着情報・メールマガジン配信サービス」登録者数の状況
	1-26	税務相談室の相談件数
	1-27	タックスアンサーへのアクセス件数
	1-28	各種説明会の開催回数・参加人員
	1-29	記帳指導を受けた人数
(新)	1-30	所得税青色申告承認者数
	1-31	事前照会に対する文書回答の受付件数
	1-32	事前照会に対する文書回答の3か月以内の処理件数割合
	1-33	質疑応答事例のホームページへの掲載件数
	1-34	質疑応答事例のホームページへのアクセス件数
	1-35	バリアフリー化の状況

業績目標 1 - 1 - 3 : 申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。
特に、電子申告等ITを活用した申告・納税の推進に努めます。

(27ページ)

<施策>

- (1) 電子申告等ITを活用した申告・納税の推進
- (2) 来署納税者等への適切な対応
- (3) 閉庁日における申告相談等の実施
- (4) 確定申告期における電話相談体制の充実
- (5) 地方公共団体との協力関係の確保

業績指標

(新)	1-11	オンライン利用促進対象手続の利用件数
	1-12	e-Taxの利用満足度
	1-13	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成された申告書の提出件数
	1-14	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度

参考・モニタリング指標

1-36	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へのアクセス件数
1-37	確定申告期の申告相談等件数

	1-38	確定申告期の還付申告センター及び署外の申告会場の利用者数
	1-39	所得税申告説明会の開催回数・参加人員
	1-40	所得税確定申告書の郵送提出割合
(新)	1-41	閉庁日における相談件数(所得税)
	1-42	地方税務協議会等の開催回数

業績目標 1 - 2 - 1 : 税務行政の執行に当たっては、法令を適正に適用し、納税者の理解が得られるよう努めます。
(31ページ)

<施策>

- (1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理
- (2) 地価動向を的確に反映した路線価等の評定
- (3) 守秘義務の遵守等

業績指標

1-15	「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合
1-16	所得税還付金の6週間以内の処理件数割合
1-17	納税証明書の15分以内の発行割合

参考・モニタリング指標

(新)	1-43	還付金支払命令件数
	1-44	自動車重量税廃車還付申請件数
	1-45	土地の評価に係る標準地数
(新)	1-46	標準宅地の評価基準額の平均額の変動率

業績目標 1 - 2 - 2 : 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・指導を実施することにより誤りを是正します。
(34ページ)

<施策>

- (1) 有効な資料情報の収集・分析
- (2) 的確な調査等の実施
- (3) 国際化、高度情報化への的確な対応
- (4) 大口・悪質な脱税者に対する厳正な対応

業績指標

(新)	1-18	調査関係事務の割合
(新)	1-19	調査関係事務の割合(調査課分)

参考・モニタリング指標

	1-47	資料情報の収集枚数
	1-48	税務調査等の件数
	1-49	税務調査等に基づく追徴税額
(新)	1-50	調査課所管法人に係る税務調査件数及び税務調査等に基づく追徴税額
	1-51	査察調査の件数等

業績目標 1 - 2 - 3 : 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。(37ページ)

<施策>

- (1) 期限内収納の実現
- (2) 厳正・的確な滞納整理の実施
- (3) 消費税滞納の圧縮
- (4) 集中電話催告システムの活用

業績指標

(新)	1-20	滞納整理事務割合
-----	------	----------

参考・モニタリング指標

	1-52	租税滞納の状況
	1-9	収納済税額(会計年度単位)(再)
	1-53	物納の処理件数
(新)	1-54	延納の処理件数
	1-55	国税の滞納発生割合
(新)	1-56	差押件数
(新)	1-57	公売公告物件数
	1-58	集中電話催告センター室における催告件数

業績目標 1 - 2 - 4 : 各国の税務当局と協調を図るなど国際化時代に対応した税務行政に努めます。
(39ページ)

<施策>

- (1) 租税条約に基づく情報交換
- (2) 租税条約に基づく相互協議事案の適切・迅速な処理
- (3) 国際的な課税ルールの整備と執行上の協力
- (4) 開発途上国に対する技術協力

参考・モニタリング指標

1-59	租税条約に基づく情報交換件数
1-60	租税条約に基づく相互協議事案の発生・処理・繰越件数
1-61	相互協議の相手国数及び事前確認協議の相手国数
1-62	税務当局間の主な国際会議
1-63	開発途上国に対する技術協力
1-64	開発途上国に対する技術協力の満足度

業績目標 1 - 2 - 5 : 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応します。
(41ページ)

<施策>

- (1) 不服申立ての適正・迅速な処理
- (2) 裁決事例の公表の拡充

業績指標

1-21	「異議申立て」の3か月以内の処理件数割合
1-22	「審査請求」の1年以内の処理件数割合

参考・モニタリング指標

(新)	1-65	異議申立ての件数
(新)	1-66	審査請求の件数
	1-67	国税不服審判所ホームページへのアクセス件数

実績目標 2：酒類業の健全な発達の促進

(43ページ)

業績目標 2 - 1：消費者の視点に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の体質改善に向けた諸施策に取り組んでいきます。

(43ページ)

<施策>

- (1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策
- (2) 構造・経営戦略上の問題への対応策
- (3) 消費者に対する情報提供等
- (4) 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

参考・モニタリング指標

(新)	2-1	酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数
	2-2	酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談の満足度
	2-3	市販酒類買い上げ調査件数

業績目標 2 - 2：酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請など、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。

(45ページ)

<施策>

- (1) 酒類の公正な取引環境の整備
- (2) 未成年者飲酒防止対策等の推進
- (3) 酒類に係る資源の有効な利用の確保

業績指標

2-1	酒類自動販売機（従来型機）の設置状況
-----	--------------------

参考・モニタリング指標

2-4	酒類業組合等に対する行政施策の説明回数
2-5	酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数
2-6	酒類自動販売機の設置状況

業績目標 2 - 3 : 酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めます。
(47ページ)

<施策>

- (1) 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等
- (2) 濁酒・特産品しょうちゅうの製造免許申請者等への的確な対応

業績指標

2-2	酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合
-----	-----------------------------

参考・モニタリング指標

2-7	酒類製造免許場数及び酒類販売業免許場数の推移
2-8	構造改革特別区域法に基づく濁酒の製造免許付与件数の推移

実績目標 3 : 税理士業務の適正な運営の確保
(48ページ)

<施策>

- (1) 税理士会等との連絡協調の推進
- (2) 書面添付制度の育成
- (3) e-Taxの普及に向けた取組
- (4) 税理士等に対する的確な指導監督

業績指標

3-1	税理士会への説明会等の評価
-----	---------------

参考・モニタリング指標

3-1	税理士登録者数の推移
3-2	税理士会への説明会及び税理士会との協議会の開催回数
3-3	税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合
3-4	法人税申告の税理士関与割合
3-5	税理士に対する懲戒処分件数
3-6	税理士法に基づく税理士に対する調査等件数

(参考)平成19事務年度においては、以下の業績指標及び参考・モニタリング指標を廃止しました。(【 】は、目標を示します。)

業績指標

【実績目標1】	K S Kシステムの一部オープンシステム化の開発・運用 (理由)平成18事務年度において、開発を完了し運用を開始したことにより目標を達成したため。
【業1-1-3】	e-Taxの利用件数 (理由)国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」の改定(平成19年3月)に伴い、新たに、オンライン利用促進対象手続に係るe-Taxの利用件数を業績指標としたため。

参考・モニタリング指標

【業1-1-2】	各種届出書・申告書の様式等のホームページへのアクセス件数 (理由)今後、申請・届出等手続をオンラインに移行していくこととしているため。
----------	--

6 平成19事務年度において実施するアンケート調査の概要

No	アンケート名	実施場所 対 象 者	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	国税の広報についてのアンケート 【業績指標1-1 国税の広報に関する評価】 (18ページ)	・全国55の税務署 ・特定日の来署納税者	平成19年7月～平成20年6月 (各四半期の特定日、計4日間実施)	・玄関又は部門の窓口で配布 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」 国税庁が実施している各種の広報施策の認知度(テレビ、ラジオ、新聞・雑誌、ポスター、ホームページ等) 情報提供に関する要望
2	国税モニターアンケート 【業績指標1-2 国税の広聴活動に関する評価】 (19ページ)	・国税庁 ・国税モニター	平成19年11月	・配布、回収いずれも郵送	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」 ・税務署の窓口にて、意見や要望を申し出た際の印象について 意見等を募る前提としての情報提供 職員の受け答え 意見等に対する取組 申し出た意見等に対する説明
3	租税教育についてのアンケート 【業績指標1-3 租税教育に関する評価】 (19ページ)	・国税庁 ・国税モニター	平成19年11月	・配布、回収いずれも郵送	無記名による5段階評価 「有益である」、「やや有益である」、「どちらとも言えない」、「あまり有益でない」、「有益でない」 ・国税庁の租税教育への取組について(租税教室への講師派遣、税務署見学など体験学習の受入れ、租税教育用の副教材などの作成・配布等)
4	税務大学校における公開講座についてのアンケート 【参考・モニタリング指標1-22 税務大学校における公開講座の満足度】 (21ページ)	・税務大学校和光校舎 ・公開講座受講者	平成19年11月	・受付時に配布 ・受講日ごとに回収	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」 講座の内容 講座のレベル
5	租税史料室についてのアンケート 【参考・モニタリング指標1-23 租税史料室(税務情報センター)見学者の満足度】(21ページ)	・税務大学校租税史料室 ・租税史料室の見学者・利用者	平成19年4月～平成20年3月 (見学・利用の都度)	・玄関及び閲覧コーナー等で配布 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」 見学・利用の満足度 案内・説明の満足度 展示内容の満足度

No	アンケート名	実施場所 対 象 者	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
6	税務相談室についてのアンケート 【業績指標1-5 税務相談室における面接相談の満足度】 (23ページ)	・税務相談室の局室・分室 ・特定日の来室納税者	平成19年7月～平成20年6月 (各四半期の特定日、計8日間実施)	・相談後に返信用封筒を添えて配布 ・郵送による回答依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 税務相談の満足度について 応接の親切さ・丁寧さ 回答の分かりやすさ 回答の速さ 疑問点の解決
7	税務相談室についてのアンケート 【業績指標1-6 税務相談室における電話相談の満足度】 (23ページ)	・税務相談室の局室・分室 ・特定日の来室納税者のうち電話相談を利用した方	平成19年7月～平成20年6月 (各四半期の特定日、計8日間実施)	・相談後に返信用封筒を添えて配布 ・郵送による回答依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 電話相談の満足度について 応接の親切さ・丁寧さ 回答の分かりやすさ 回答の速さ 疑問点の解決
8	税務署についてのアンケート 【業績指標1-9 来署納税者の好感度】 (25ページ)	・全国524の税務署 ・特定日の来署納税者	平成19年7月～平成20年6月 (各四半期の特定日、計4日間以上実施)	・玄関又は部門の窓口で配布 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 (職員の応接態度について) 応接の親切さ・丁寧さ 説明の分かりやすさ 対応の速さ (税務署の施設等について) 署内の案内表示の分かりやすさ 受付・窓口の利用しやすさ 署内の設備や備品の利用しやすさ
9	国税電子申告・納税システム(e-Tax)についてのアンケート 【業績指標1-12 e-Taxの利用満足度】(28ページ)	・e-Taxの利用者等	平成20年2月～5月	・e-Taxホームページへの書き込み方式	無記名による4又は5段階評価 事前手続の操作性 e-Taxの操作性 受付(送信可能)時間 ヘルプデスクの対応ぶり及び回答の分かりやすさ
10	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」についてのアンケート 【業績指標1-14 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度】(29ページ)	・「確定申告書等作成コーナー」の利用者	平成20年1月～3月	・「確定申告書等作成コーナー」への書き込み方式	無記名による5段階評価 〔「十分だと思う」、「まあ十分だと思う」、「どちらとも言えない」、「あまり十分と思わない」、「十分だと思わない」〕 利用したメニュー 利用の満足度
11	国際研修についてのアンケート 【参考・モニタリング指標1-64 開発途上国に対する技術協力の満足度】 (40ページ)	・研修会場 ・研修受講者	平成19年4月～平成20年3月 (各研修の修了直前)	・研修中に配布 ・研修修了の直前に回収	記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 全体的な満足度 研修内容の有用性

No	アンケート名	実施場所 対 象 者	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
12	技術指導・相談についてのアンケート 【参考・モニタリング指標2-2 酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談の満足度】 (44ページ)	・指導・相談を受けた方	平成19年7月 ～平成20年6月	・指導・相談後に返信用封筒を添えて配布 ・事後に郵送で回収	記名による5段階評価 〔「満足」、「やや満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満」〕 全体的な満足度 指導・相談内容の分かりやすさ
13	税理士会への説明会等についてのアンケート 【業績指標3-1 税理士会への説明会等の評価】 (48ページ)	・税理士会 ・説明会等の出席者	平成19年7月 ～平成20年6月	・説明会等の会場で配布及び回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 研修のテーマ 説明の分かりやすさ 内容の有用度 資料の充実度

(注)「アンケート名」欄の【 】内は指標名を表します。

7 用語集

あ アクセシビリティ

高齢者や障害者などのウェブサイトの利用に何らかの制約があったり、利用に慣れない人々を含めて、誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを表します。

ウェブサイトのアクセシビリティについては、日本工業規格(J I S)より基準「JIS X8341-3」が示されています。

アジア税務長官会合 (SGATAR)

アジア地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換を目的として1971年に設立された会議で、現在、13か国・地域の税務当局が加盟しています。

い 移転価格税制

国外の関連企業（国外関連者）との取引価格が第三者間の取引価格（独立企業間価格）と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度です。国外関連者との取引を通じた海外への所得の流出を防止、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入されました。主要先進国をはじめ40か国以上で導入されています。

インターネット公売

インターネット上の民間のオークションサイトにおいて、競り売りの買受申込みを受け付ける方法により実施する公売をいいます。

え 延納

相続税及び贈与税の納付は、納期限まで又は納付すべき日に金銭で一時に納付することが原則ですが、それが困難であり、一定の要件に該当する場合に、担保を提供することにより、許可を受けて年賦納付をすることができます。これを延納といいます。

か 還付申告センター

申告書用紙や各種届出書用紙などの交付、申告書作成のアドバイス及び申告書の受付を行っている会場です。住所地を問わず、どなたでも利用できます。

き 技術協力

開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材を育成するため、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備等に寄与することです。

け 経済連携協定 (EPA)

EPAは、Economic Partnership Agreementの略称。

自由貿易協定 (FTA) の要素 (モノ・サービスの自由化) に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定をいいます。

こ 更正の請求

既に行った申告について、納税額の計算が法律の規定に従っていなかったり、計算に誤りがあったりしたために、税額を過大に申告した場合や還付金が少なかった場合

などに行う手続きです。この手続は、誤りの内容を記載した更正の請求書などを税務署に提出することにより行います。

なお、更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内です。

公売

差し押さえた財産を金銭に換えて滞納国税に充てるため、入札又は競り売りの方法で強制的に売却する処分をいいます。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）

政府全体として進めている電子政府実現の一環として、所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、全税目の納税、国税関係法令に規定されている申請・届出等について、インターネット等を利用して電子的に手続を行うことができるシステムです。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

インターネットを利用して、画面の案内に従って金額を入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができ、また、印刷すればそのまま税務署に提出することができるシステムです。更に、e-Tax 送信用データも作成できます。

自書申告

申告納税制度の本旨に則し、納税者が自ら申告書を記入、作成して税務署に提出することです。

事前確認

納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を与えた場合には、納税

者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという制度です。

相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、当該取引の当事者を所轄する税務当局間で相互協議を行い、移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としています。

自動車重量税の廃車還付制度

車検期間内に使用済みとなった自動車、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき適正に解体され、道路運送車両法の解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届により運輸支局長等により確認された場合に、車検残存期間に応じた自動車重量税相当額の還付を受けることができる制度です（租税特別措置法90条の12）。

自動車重量税の還付申請書は、申請者の負担を軽減するために、永久抹消登録申請又は解体届と同時に運輸支局等に提出することとされています（租税特別措置法施行令51の2）。

この制度に基づく還付金は、運輸支局等から送付された還付申請書の内容等の審査を国税局において行った後、所轄税務署から振り込まれます。

自由貿易協定（FTA）

FTAは、Free Trade Agreement の略称。

関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定をいいます。

集中電話催告センター室

コンピュータで自動的に電話を架ける「集中電話催告システム」を活用して効果的・効率的な滞納整理を行うために全国の

各国税局に設置されている組織をいいます。

守秘義務

税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（１年以下の懲役又は３万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（２年以下の懲役又は３０万円以下の罰金）が課せられます。

これは、税務職員は、調査の過程で納税者の皆様の財産上、一身上の秘密を知り得る立場にあるので、その秘密を漏らさないよう義務付けることにより、納税者の皆様の秘密を保護する必要があること、納税者の皆様の秘密を漏らしてしまうと、税務職員と納税者の皆様との信頼関係が損なわれ、納税者の皆様の協力が得られなくなり、適正・公平な課税の実現が困難となつて、円滑な税務行政の運営に重大な支障を来すためです。

酒類販売管理協力員

国税局長から、酒類販売場における未成年者飲酒防止に関する表示や酒類の店頭価格の状況を確認し、税務署に連絡する業務の委嘱を受けた者をいいます。

酒類販売管理者

酒類業組合法第86条の９の規定に基づき、酒類小売業者から、酒類販売場において酒類の販売業務に従事する使用人等に対して、酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守するために必要な助言又は指導を行うことを職務として選任された者をいいます。

初回来署型電子申告

e-Tax の普及を図る観点から、所得税の確定申告期に税務相談で来署された納税者の方のうち、ご自宅等にインターネット環境を有している方を対象に、本人確認がで

きれば納税者本人の電子署名なしで電子申告を行えるようにし、翌年以降は納税者本人の電子署名を付した上で、ご自宅等で e-Tax を利用していただくというものです。

情報交換

各国の税務当局が、租税条約の規定に基づき、必要な情報を提供し合うことです。

そ 相互協議

二国間の租税条約の規定に基づき、国際的な二重課税等の条約に適合しない課税の排除を目的として、直接各国の権限ある当局間で行われる協議手続です。

搜索

滞納処分のため必要がある場合に滞納者の住居など一定の場所又は物に対して行う令状を必要としない強制処分をいいます。

租税条約

国際的二重課税の排除や情報交換のために、国と国との間で結ばれる税についての取決めです。わが国は 45 の租税条約を締結しています。

た タッチパネル方式による自動申告書作成機

銀行の A T M のように画面上の表示に従ってパネルを触れていくことにより申告書が作成できるシステムです。

ち 地方税務協議会等

国税当局及び地方税当局の担当者などをもって、国税及び地方税の事務運営につき連絡協調を図るために組織された協議会をいいます。なお、当該協議会には、国税局又は都道府県単位の地方税務協議会及び税

務署単位の地区税務協議会があります。

て 電子納税

パソコンや携帯電話、ＡＴＭから電子納税対応のインターネットバンキング等を利用して国税の納付を行う仕組みです。

なお、電子納税が可能なＡＴＭにはペイジーマークが表示されています。

の 納税証明書

納税証明書は、申告書を提出した場合の納付税額、所得金額又は未納の税額がないことなどを証明する書類です。

金融機関から融資を受けたり、資格審査を受けたりするときに「納税証明書」を求められることがあります。所轄税務署で交付請求手続を行って入手することができます。

納付しようよう

納付されていない国税について、電話や文書等により早期の納付を働きかけることをいいます。なお、滞納処分的前提である督促とは異なります。

ふ 物納

相続税の納付に当たって、延納によっても金銭で納付することが困難であり、一定の要件に該当する場合には、許可を受けて相続財産により納付することができます。これを物納といいます。

振替納税

申告所得税や個人事業者の消費税について、あらかじめ納税者から税務署又は金融機関に対して依頼書を提出することにより、指定した金融機関の預貯金口座から納付税額が自動的に引き落とされ納付が完了する手続です。

プロジェクトチーム

悪質事案等に対して複数の徴収職員を動員し、組織力を生かした厳正・的確かつ機動的な滞納処分を実施するために設置するチームをいいます。

へ 閉庁日

土曜日・日曜日・祝日等をいいます（これらの日は、通常、業務を行っておりません。）

り リーズキャッスルグループ税務長官会合(LCG)

日、米、加、豪、英、仏、独、中、韓、印の10か国の税務長官の意見交換の場として、2006年に設立された会議です。

ろ 路線価

路線価とは、路線（道路）に面する宅地の1平方メートル当たりの標準価額のことをいい、相続税や贈与税の税額を算定する際の基準となります。

A APA レポート（相互協議を伴う事前確認の状況）

我が国で行われている事前確認について納税者の理解を助けるため、毎年秋頃（9月～10月）に国税庁相互協議室より、事前確認の概要及び各事務年度（7月1日から翌年6月30日までの1年間）の二国間（あるいは多国間）事前確認を含む相互協議の実績をまとめて発表しています。

O OECD 税務長官会合（FTA）

税務行政の幅広い分野にわたって各国の経験の共有化や最適な執行の比較・検討を行う目的で、2002年に設置された会議です。正式名は、Forum on TaxAdministrationといます。

8 「実績目標及び業績目標」ごとの担当主管課等

実績目標及び業績目標		担当主管課等
実績目標 1	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収	長官官房(総務課、人事課、会計課、企画課、参事官、国際業務課、厚生管理官、広報広聴官、相互協議室、税務相談官、首席国税庁監察官)、課税部(課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、資産評価企画官、鑑定企画官)、徴収部(管理課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察課)、税務大学校、国税不服審判所
業績目標1-1-1	租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。	長官官房(総務課、企画課、広報広聴官)、課税部(課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、消費税室、資産評価企画官)、徴収部(管理課、徴収課)、税務大学校
業績目標1-1-2	納税者の視点に立った適切な情報の提供に努めます。また、問い合わせや相談に対して迅速かつ的確な対応に努めます。	長官官房(総務課、広報広聴官、税務相談官)、課税部(課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、資産評価企画官)、徴収部(管理課)、調査査察部(調査課)
業績目標1-1-3	申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。特に、電子申告等ITを活用した申告・納税の推進に努めます。	長官官房(総務課、企画課)、課税部(課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室)、徴収部(管理課)、調査査察部(調査課)
業績目標1-2-1	税務行政の執行に当たっては、法令を適正に適用し、納税者の理解が得られるよう努めます。	課税部(課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、資産評価企画官)、徴収部(管理課)
業績目標1-2-2	適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと思われる納税者に対しては、的確な調査・指導を実施することにより誤りを是正します。	課税部(課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室)、調査査察部(調査課、査察課)
業績目標1-2-3	期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。	徴収部(管理課、徴収課)
業績目標1-2-4	各国の税務当局と協調を図るなど国際化時代に対応した税務行政に努めます。	長官官房(国際業務課、相互協議室)、課税部(法人課税課)、徴収部(徴収課)、調査査察部(調査課)、税務大学校
業績目標1-2-5	納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応します。	課税部(課税総括課、酒税課、消費税室、審理室)、徴収部(管理課、徴収課)、国税不服審判所
実績目標 2	酒類業の健全な発達の促進	課税部(酒税課、鑑定企画官)
業績目標2-1	消費者の視点に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の体質改善に向けた諸施策に取り組んでいきます。	課税部(酒税課、鑑定企画官)
業績目標2-2	酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請など、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。	課税部(酒税課)
業績目標2-3	酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めます。	課税部(酒税課)
実績目標 3	税理士業務の適正な運営の確保	長官官房(総務課)、課税部(課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)

9 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）

財務省訓令第12号

国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年 1 月 6 日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

（訓令の目的）

第 1 条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第 6 項第 2 号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

（国税庁の所掌事務）

第 2 条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

（事務の実施基準）

第 3 条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

（準則）

第 4 条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすくの確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

別表（略）

国税庁の実績の評価に関する情報は、財務省のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.mof.go.jp>

MINISTRY of FINANCE

財務省